

特244

564

松島 剛著

兵役の合理化

一名

兵役共済保険策

243



0056116000

0056116-000

特244-564

兵役の合理化

松島剛・著

大和商店

昭和3

AJB

特244
564



帝國軍人後援會
評議員名譽會員

松島剛著

兵役の合理化

全

一名

兵役共済保険策



板垣退助伯の先憂

過激思想が將來累を國體に及すであらう
から豫めこれが對策を講ぜねばならぬ

伊藤博文公の至言

無報酬の勞役は人の責任觀念を消磨せし
むるものである



【佐中岡山の明失】

故郷兵中佐山岡無治君は余の親友なり。大正九年春余の始めて「兵役報償の急務」と題する論文を起草するや、先づ之を君に示しその意見を求む。君慨然余の論旨に共鳴し、且軍事に就て指教する所少からざりき。前著「兵役革新論」並に本書の如きも畢竟該論文の趣旨を敷衍せるものに過ぎず。今やこれを公にするに當り坐に往事を回顧し、今昔の感に堪えず。巻頭に君の小照を掲げて永く君の芳情を記念す。この肖像は明治三十七年三月一日、日露戦役出征に先ち仙臺市に於て撮影せるものなりといふ。

君は日露の役乃木軍の参謀として、旅順の攻圍軍中に在り、明治三十七年八月十六日第一回總攻撃の開始前、君擧げられて軍使となり、要塞内非戦負退去に關する 聖旨及軍司令官乃木大將及聯合艦隊司令長官東郷大將連署の勸降書を携へ水師營北方なる敵の前哨線に到り、關東軍参謀長レース大佐に會見して之れを交付し、翌十七日約により敵の軍使と會し、前兩書に對する拒否の回答書を受領せり。次て翌年一月一日敵將ステツセル中將より開城の書簡到るや、翌二日午前君復軍使として露軍に到り、回答書を交付し、同日午後兩軍委員水師營會見の事を約して歸れり。君の榮大なりと謂うべし。惜いかな奉天戦最後の明治三十八年三月十日、君敵の退路遮斷の任に當りしに、敵彈のために頭部に貫通創を負い、終に兩眼明を失して現役を退くに至れり。大正十年病んで卒す享年五十四。

君は土佐山内家の藩士山岡重勅氏の次男、天資英明にして温粹、夙に軍籍に入り令聞あり。樞密顧問官細川潤次郎氏の四女淑子を娶り三男一女を擧ぐ、長男及女は夭す、次男龍次君は既に京都帝國大學の業を卒えて法學士たり、三男彪君は現に學習院に在學す。淑子女史は擧げられて女官となり、現に皇女照宮殿下の御養育掛たり。忠臣の家餘榮ありと謂うべし。

昭和三年八月

辱 知 松 島 剛 識

兵役の合理化

一名 兵役共済保険策

小 引

一 昨年夏「兵役革新論」を公にして以來、陸海軍の將軍十數名を始め、幾多の學者、事業家等から寄せられた批判、意見を綜合概観すると、概して賛意を表せられたので、鄙見に甚しき過誤のないことを認め、茲に多少の自信を感じるに至つた次第であるが、また一面には、大に賛意を表しながら、案外な故障を口實として、鄙見の實行上に關し彼此云爲せらるる向もあり、或は時代錯誤の思想を鳴らして、非難攻撃する人もないではなかつた。そこで私は自から顧みて、自己の論議に多少の不備の點があることを發見したので、その補遺かた／＼右の如き故障や、反對に對する解答の必要をも感じ、且つは共済保険をこれに應用するのが便宜であらうと思ひ、更に筆を執つて本書を成す

に至つたのである。

二 本書は初め前著の補遺として企てたれども、成るべく鄙見の大體を、この一冊に收むるのが、讀者の便宜であると思ひ、その意を以て編述することとしたが、今左にその大體の筋を述べて萬一の誤解に備うることとした。

三 軍人の中、下級將校と下士卒の待遇は、改善せねばならぬということは、今は天下の輿論となつた。その中に就き、特に最も不合理なのは、義務として服役する兵士とその家族の待遇である。故に本書に於ては、事の順序として、先づ主として兵士とその家族の待遇を改善合理化して、軍事國難の解決を圖らんとするのである。

四 軍事國難とは何かというに、中産以下に屬する兵士の後顧の憂、即ちその家族の生活不安定の結果がそれである、徴兵忌避である、士氣の不振である、將卒の反目である、軍紀の弛緩である、赤化の誘因である。又之を社會的方面から觀ると、その結果として、公德心の破壊となる、強健なる家族の漸減となる、農村の被弊となる、無産階級の増加となる、一轉して勞、農、兵の不穩な聯携となる。又それが一般赤化の誘因となるのである。(本書第四段)

五 さてかゝる軍事國難は、何處から發生したか、それはかの防衛侵畧に重きを措き、國防治安を次

にする、西洋式徴兵制度に存する、二、三の缺陷が、その原因である。これらの缺陷は我國の傳統的武人優遇の風習とは、全く相容れぬものがある。随つて一視同仁なる我皇道に副わぬものがあるから、之を補正充實しなければ、前に陳べた如き種々の弊害を益々増長せしめ、竟に累を國體に及すであらう。(本書第三段)

六 これ等の缺陷を補正充實すべき方法如何というに、抑も兵役義務は、國民全體の負擔すべきものであるから、從來少數の兵士家族のみが、兵役の爲めに事實負擔する物質的損失を、全國の總家族をして分擔せしめて、之を國民の共同分擔とするならば、則ちそれ等の缺陷は排除せられ、随つて前掲の如き弊害は粗一掃せられ、かくして軍事國難は解決せらるゝのである。(本書第五、六段)

七 然るにこの國民の共同分擔を妨ぐる幾多の障碍がある。それを擧げると左の如きものである。(一)曰く西洋式徴兵法に右の如き缺陷のあることに心附かないで、之を金科玉條と思ふ人々の猶少なくないこと。(二)曰く今の兵士とその家族に對し、昔の武士が要求されたと同様な責務を要求して、少しも怪しまない、時代錯誤の舊思想が、なを存すること。(三)曰く中産以下の家族が兵役のために如何程苦痛困難を感じて居るかを、支配階級の人々、其他資産家等が、概して善く知覺して居らぬこと。(四)曰くよしやこれを知覺するも、兵士の待遇改善に要する財源の發見に

苦しみ居ること。まづこれ等が、「兵役義務の國民共同分擔」の實現を妨ぐるものであらう。(本書第十段)

八 右等の障碍中最も重大なものは、思うに最後の財源缺乏という事であらうが、もしその財源を「國民の共同分擔」に求むるならば、決して缺乏しては居らぬと思ふのである。蓋し國民の共同分擔を以て補償すべき金額(六千萬圓)は、現に小數の兵士家族が事實負擔して居るのである、それを總家族の負擔に轉換するのみであるから、これを一國の上から觀て、國家の負擔が新に増加することとはならない。寧ろ兵士家族の過重な負擔(一年三百圓)を、輕少の負擔(平均一年四圓)に輕減することとなるから、これ即ち多數國民に取つて一大福音である。故にこれを制度施設の上に實現するのは、これ聖旨に副う所以であると思ふのである。(本書の五、六段)

九 前著兵役革新論及本書の述作に就き、種々の援助、指教を與えられた、陸軍大學教授岡田哲藏君、歩兵中佐岡田銘太郎君、東京高等師範學校教授吉田彌平君、辯護士法學士久保山武雄君、中央社會事業協會主事原泰一君に對し謹んで感謝の意を表す。

昭和三年八月

著者

兵役の合理化 目次

第一段 白鞘の正宗と黃

金造の鈍刀

- ◇百鍊銳利の正宗……………一
- ◇大和心の待遇を如何するか……………三
- ◇聖徳の光被奉行を圖る外に道なし……………三

第二段 西洋式の徵兵制度

- ◇その短所、缺陷……………六
- ◇防衛侵畧に重きを措く弊……………

第三段 我國に於ける徵

兵制度

- ◇徵兵法の利益と害毒……………九

第四段 兵役法の弊害と危険

- ◇徵兵法の威力失墜の理由……………一〇
- ◇德義心の破壊……………三
- ◇強健なる家族の漸減……………四
- ◇農村の疲弊と勞農の不穩な提携……………八
- ◇赤化の誘因……………一九
- ◇兵役革新の方針……………二二

第五段 前著の大意

- ◇世界戦争の結果……………三三
- ◇兵士家族の大負擔輕減の必要……………三四
- ◇國民共同分擔の理由(其一)……………三四

目次

一

(憲法の精神等に鑑み)

◇ 國民共同分擔の理由(其二)……………二五
 (兵役義務の本義に照らし)

◇ 國民共同分擔の理由(其三)……………二七
 (國防軍備の主眼に顧み)

◇ 國民共同分擔の裏書……………二六
 (諸家の賛成批判に據り)

◇ 共同分擔の方法は如何……………二九
 (直接の負擔と間接の負擔として)

◇ 共同分擔金の徴收方法は如何……………三〇
 (保險掛金として)

◇ 共同分擔の利益……………三三

◇ 共同分擔の公平と公明……………三三

第六段 共同分擔に關する數項目

◇ 共同分擔金の徴收に關する事……………三三

◇ 兵士及家族に少しも利益なし……………三四

◇ 大規模の救護は不可能……………三五

◇ 日露戰後中の經驗……………三七

◇ 家族補償金の辭退は各自の自由……………三六

◇ 家族補償金は農村救濟の一大資源……………三六

◇ 家族補償金に對する國民の贊否……………三六

第七段 諸家の批判と著者の解答

(一)實現希望の一表現……………四二

(二)課稅式の嫌忌說……………四二

(三)共同分擔金負擔の困難說に對する解答……………四二

(四)過度の遠慮說に對する解答……………四五

(五)◇難問題擡頭の原因如何……………四五

(ろ)◇常備軍廢止の杞憂……………四五

(は)◇徵兵廢止論の對策 ◇三論の趣旨は共に生活の安定◇共產主義の氣勢をも挫く ◇軍人の使命……………四六

(に)◇軍備縮小問題に就て ◇了解運動は軍人の使命……………四九

(ほ)◇待遇改善案の主張は人心を善化する ◇沈黙は事態を悪化する ◇將校の驕起は事態を善化する

◇一大危機の回避緒に就く……………五二

(へ)◇救護に對する論者の期待は過大であらう……………五九

(と)◇免除隊の特典も効果が微弱である……………五九

(五)反對說に對する解答……………五九

(イ)◇何を標準として「非日本的」と稱するのが……………五九

(ろ)◇兵役義務は報酬の伴わない神聖の義務とは何か……………五九

(は)◇戰時の手當は平時と同額……………六〇

(に)◇國民をして利害の打算に長ぜしむる等の非難に對し◇給與金は國民を奢肆に導く◇國民

の意氣を銷沈せしむる軍隊教育から受くる利益を考えねばならぬ。兵役志願者がある。數百年間には兵役義務は自然に平衡を得る。

(六) 賛否意見の綜合概観……………三

第八段 補償分擔金徴収の方法

(い) 課税式を避ける一考案……………四

(ろ) 火災消防共済保險團の譬喩……………六

(は) 保險法の利用範圍の擴大……………七

第九段 兵役共済保險法案

の要綱……………六

- (一) 分擔共済の理由
- (二) 強制保險制度
- (三) 總家族の加入義務
- (四) 保險金受領の權利
- (五) 保險金額
- (六) 保險金額の標準改定
- (七) 保險金額は平戰時共に同一
- (八) 保險料金の平均額
- (九) 各家族の等級別
- (十) 各家族の等級調査方法
- (十一) 保險料金の納入
- (十二) 保險金額の決定
- (十三) 保險金の仕拂
- (十四) 保險金受領の辭退
- (十五) 一種の別法

第十段 結論……………五

賜天覽

兵 役 革 新 論

著 剛 島 松

見 意 及 判 批 の 士 名 諸 附

賜台覽

本書の主張は我國の兵役義務は、國民全體に於て分擔するのが當然である。然るに今日の實際を視ると、それが一部少數家族に偏倚して居るため、種々の弊害が醸生せられ、竟には累を國體にも及す虞があるから、宜しく總家族をして公平に之を分擔せしめ、以て兵士家族の苦痛を緩和するのが急務であることを各方面から論斷した新説である。同著者の新著「兵役の合理化」と併せ讀むときは、論旨一層明瞭となるべし。左記の諸氏は著者の論旨を賛成せられた數十名士中の方々である。

- 軍人 元帥上原大將。柴陸軍大將。大井陸軍大將。大島陸軍中將。石光陸軍中將。高山陸軍中將。石橋海軍中將。佐藤海軍中將。辻村主計總監。長岡陸軍中將。志岐陸軍中將。岡澤陸軍中將。堀内陸軍中將。白

井陸軍中將。木村陸軍少將。中川海軍少將。長堀陸軍少將。山田陸軍少將。寺田陸軍少將。等の諸氏。學者教育家等 東大姊崎文學博士。尾崎衆議院議員。京大神戶法學博士。吉田東京高師教授。山口理學博士。大工原九大總長。東大大内法學博士。京大三浦文學博士。岡田貴族院議員。國澤貴族院議員。岡田陸大教官。吉野法學博士。山室救世軍少將。佐藤北海大學總長。東高商上田法學博士。建部文學博士。等の諸氏。事業家 藤原王子製紙社長。鈴木三越社長。武藤實業同志會長。服部貴族院議員。矢野第一生命社長。武智臺糖社長。白石東洋汽船取締役等の諸氏。

全壹冊百三十頁、實費郵稅共三十錢(貳錢郵券代用可)送付次第發送す

發行所 東京市芝區愛宕町三ノ二 大和商店

兵役の合理化

松島剛著

第一段 白鞘の正宗と黄金造の鈍刀

(先づ卷頭小引の一讀を望む)

◇百鍊銳利の正宗

封建武士の待遇

今は昔、我が日本には、黄金造りの正宗があつた。特に優遇せられた、封建の武士がそれである。

水戸の藤田東湖は嘗て歌つた。

第一段 百鍊銳利の正宗

第一段 百鍊銳利の正宗

天地正大の氣

粹然として神州に鍾まる

正氣の歌

秀でては不二の嶽と爲り

巍巍として千秋に聳ゆ

注いでは大瀛の水と爲り

洋洋として八洲を環る

發いては萬朶の櫻と爲り

衆芳與に儔し難し

凝つては百鍊の鐵と爲り

銳利を斷つべし

蓋臣皆 熊 羆

武夫盡く好仇

神州誰か君臨す

萬古天皇を仰ぐ

皇風六合に洽く

明德太陽に伴し

世汚隆無くんばあらず

正氣時に光を放つ 云々

今の正宗の待遇

あゝ雄大なるかな、この正氣の歌、著者は少壯のころ常に吟誦して、獨り快哉を呼んだのであつた。武士の精銳を象徴する、この百鍊銳利の正宗は、今は装貼が破れ、白鞘と變わり、錆びるまゝに放任せられ、やがては英米に於ける如く、黄金過りの鈍刀と化するのではあるまいか。士氣の根柢倍養に心なき、無謀浮薄の現代は、大和心の象徴なる櫻

花もろとも、この武士の精銳を。さ。え、滅び行くに任せんとするのであるか。

◇大和心の待遇を如何するか

我が國は、封建鎖國の夢が破れ、今は世界の日本となつた。鎧兜は、カアキイ色の軍装と變つた。されど人情は今も昔も變りはあるまい。君臣の情義、親子の愛情、恩に感じ義に勇むこの大和心。これを何う取扱ひ、如何に待遇するかは、これ國家の治亂に關する重大問題である。惟うに人心は、道理のみに従つて動くものではない、人は感情の動物とさえいわれる。殊に最も強く之を左右するものは、生活問題ではあるまいか。武士道もその淵源は遠くこゝから發つたのであろう。賢哲や、志士、それ等は別として、滔々たる大衆の向背は、多くは之に支配せらるるのである。

◇聖徳の光被奉行を圖る外に道なし

今や、歐米の物質文明は、我國の上下を風靡し、同胞相食み、士道は日に廢れ、赤化の魔手さえ、我が軍隊を襲いつゝある、あゝ危いかな。蓋臣をして皆熊羆、武夫をして盡く好仇たらしむべき道は、それ之を何處に求むべきか。我が日本國は萬古天皇を仰ぎ皇風

聖旨の奉
行

第一段 聖徳の光被奉行を圖る外に道なし

は六合に洽く、君徳は太陽に侔しい。この一視同仁の大御心を、上下萬民に光被せしめ、これが奉行を圖る外には、他に道はあるまい。然らば則ち、これが爲めに努力すること我々臣民の盡すべき必至の義務であり、亦賢明の行動ではないか。信賞必罰は治道の要諦である。君國のために斃れた勇士の遺族は、今何を以て報いられつゝあるか。奉公に一身を捧ぐる忠良の兵士は、果して後顧の憂はないか。こは大和魂の消長に關する重大問題である。

大和魂の
消長

恭しく惟みるに、明治元年三月十四日、五ヶ條の御誓文が煥發せられた時、明治大帝は畏くも「天下億兆一人も其處を得ざる時は、皆朕が罪なれば、今日の事朕自身骨を勞し、心志を苦しめ、天職を盡さん」と宣わせられた。

至仁至愛
の教慮

此至仁至愛なる教慮の奉行に對し、今昭和維新の際に、我々國民は、果して如何なる決心を有するか。太陽に侔しきこの聖徳の光被を、もし阻止するものあらば、その制度たると、因襲たるとを問はず、如何なるものをも我々は斷乎として之を排除せねばなるまい。假令これが爲

めに、幾許の負擔を加うるとも、之を國體の汚隆、正氣の消長に顧みれば、毫も問題とするに足らぬのである。

一大勇斷

明治維新の改革は、制度の大革新であつた。三百大名の藩封を削り、四十萬武士の世祿を廢したる如き、一大勇斷がなかつたなら、いかでか今の帝國を見ることが出来たであらう。左顧右眄して徒に逡巡する如きは、今日の危機に處するの道ではあるまい。

聖旨の實
現

然らば、今の兵役制度に缺陷があり、その施設に不備の點があつて、ために聖旨の光被を妨ぐるならば、敢然之を打破して、聖旨を制度、施設の上に實現し奉るのには、これが國體の精華を發揚する所以であり、また我が人情の優美と、天然の秀麗と相倚るの偶然ならざることを發揮する所以である。聖旨の宣傳普及は勿論大切であるが、一面これを制度施設に織りこみ、以て盛徳を上下に光被せしめ、皇風を六合に洽ねからしむるは、これ刻下の急務であるではないか。

(兵役革新論四二頁。五九頁―六九頁。七〇頁―七四頁。九一頁―九四頁参照。以下單に「兵革」として頁數を挿記するもの之に倣う)

第二段 西洋式の徴兵制度

◇その短所、缺陷

徴兵制度の禍害

徴兵制度は、之を志願兵制の如き、自由の兵制に比らべると、最も有力な利器である。然るにそれが、あの如くに西歐大陸の君主國に禍したのには、抑も何故であろうか。此點に就て我々日本國民は、篤と考慮猛省しなければならぬと思ふのである。蓋し古今の歴史に鑑みるに、一國の革命、國體の變革を誘致するものは、多くは軍隊の向背に係るのである。近くは露獨の革命の如きも、その軍隊が革命思想に感染したため、忽ちにしてかゝる結果を招いたのである。

我が國民の猛省

徴兵制度の缺陷

成る程、露シアも、獨イツも、此徴兵制によつて、威武を誇つたこともあつた。我が明治中興の大業にも、此兵制が一時大に寄與する所があつた。然しながら此兵制には、顯著なる長所があると共に、亦著大の短所がある、缺陷がある。随つて容易ならざる弊害がこれに伴うことを看過することは出来ない。即ち純西洋式の此兵制は、我が傳統の武人優遇（即ち軍人の生活安定）と相容れぬものがある。それは何かというに、（甲）兵役義務と之に伴う物質的負擔とが、少數の家族にのみ偏倚して居ること、（乙）徴集や召集に際し、往々家族の事情を察せずして、過度の強制となる傾向があること、（丙）而もその家族の生活安定の爲めに、適當なる施設のないこと、即ちこれである。

意注

（甲）の物質的損失が全國民の分擔に由りて補償せらるれば、（乙）と（丙）の二つも殆んど除去されるのである。本論の目的は主として此補償の實現である。特に讀者の留意を希望す

◇防衛侵略に重きを措くの弊

防衛侵略主義の結果

蓋し徴兵制度の原産地である、西歐大陸に於ては、列國が互に境を接し、攻防征戰常なく、興敗が旦に夕を圖らなかつたので、所謂背に腹は替えられぬため、その軍備が防衛侵略

略に急ぐして、それ等の缺陷を顧みるの違がなかつたので、個人生活主義の彼の國々に於てすら、世運の進歩に伴い、徴兵制非難の聲が絶えず、随つて軍隊軍人の思想が堅實を缺き、竟に今日の如き非運を見るに至つたのであろう。

獨逸式練兵の一例

回顧れば、今から六十年の昔、明治二三年の頃、舊和歌山藩に於て、獨逸から陸軍士官一人を聘して、藩内に徴兵法を實施した時、著者も士官候補生として、兵學寮に入つたが、今その當時を追憶すると、兵卒の練兵中に、かの獨逸士官が馬を驅り、鞭を揮つて兵卒を毆打した如きは珍らしくはなかつたが、或る時一兵卒を樹上に吊るし、その下で火を焚いて、煙責めにしたのを見たことがあつた。その時の衝動は、今猶私の眼底に新である。これは練兵の一例に過ぎないが、これを以ても、歐洲式徴兵法には、之に類する冷酷、残忍の弊害が少くないという、その一斑が伺われるのである。

軍隊と革命動亂の關係

案ずるに、此等の弊害は、前に言つた如く、個人生活主義の歐洲に於ては、我國の如くに酷しくはなかつたろうが、それでも猶ほ人權の伸長に連れて、兵役義務の思想に動搖を來し、竟に軍隊が革命に加擔するに至つたのである。最初の國際聯盟會議に於て、徴兵

待遇不當の結果

制全廢が叫ばれ、之に共鳴する議論も少なくなかつたのは、徴兵制度が如何に人心に影響して居るかを證明するものではないか。要するに、これは全く兵士の徵集、服務の規定に無理があつて、その待遇宜しきを得なかつたがために治國安民に禍したのである。

第二段 我が國に於ける徴兵制度

◇ 徴兵法の利益と害毒

さて是より先き、徴兵制が猶全盛であつた頃（普佛戦争の直後明治二、三年）、それが獨逸から始めて我が南海の一隅に迎えられ、次で明治政府が之を採用した、その頃の我が國情を回顧ると、一方には家祿に離れた士族と、抑壓政治に馴らされた、農工商民が居り、一方には、國庫が空虚で、物價が低廉であつたため、此兵制は、少くも當時の我が國

徴兵制採用當時の國情

日清日露
戦捷の光
輝

情に、好く適合したのであらう、軍事は隆々として頓に發展し、やがて二大隣國を雌伏せしめて、世界の耳目を震駭かすや、我が朝野は、その颯爽たる雄姿に見惚れた餘りか、生來の大痘痕を齧と見ちがえたのも、無理ではなかつたのである。

日露戦役
の害毒

然るにこの清露二回の戦役が、我が家族主義の生活を脅かした害毒の、餘りに深刻であつたのと、又一面文化の發達につれ、その光輝に照らされて、地金が次第に曝露せられ、漸く民衆の間に、怨嗟、呪詛の聲が高まるや、或は忠君愛國の大義に訴え、或は兵役義務の神聖を説くなど、只管らこれを糊塗し、今猶この舊套を脱せぬ者も少なくないようであるが、今日の如き生活難の時代はかゝる道義の教訓のみでは、最早承服せぬ様になつた。今日に於て西洋式徴兵制の缺陷を根本的に補正充實しなければ、思慮ある國民も恐らくは愛國の大義、兵役の義務に就て、益々疑を挟むに至るであらう。

補正充實
の必要

◆ 徴兵法の威力失墜の理由

蓋し現代の如き、非常の生活難に苦しむ時に際しては、長くも近頃 秩父宮殿下の御憂慮あらせられて、華族に賜つた御言葉の中にある如く、生活安定の琴線に觸れないことは、

徴兵制の
威力失墜

何の意味をもなさない。從來の如き説法では、民衆をして却て反感を抱かしむるのみで、殆んど何等の効果はあるまい。されば往年かの世界戦争に煽られて、此兵制の根柢が動搖し始めて以來、往々軍隊の統制上にも、面白からぬ影響をもたらすに至つたのである。これ西洋式徴兵法の、漸く威力を失いつゝある象徴ではあるまいか。

世態の推
移物情の
變遷

試に、徴兵令の制定された、明治の初期を以て、之を今日に比すれば、世態の推移、物情の變遷は、實に隔世の感がある。政治は專制から立憲に移り、普選は已に行われ、婦選も亦之に亞がんとし、陪審法は敷かれ、民権自由の氣運は上下に漲り、勞働爭議は日に日に繁く、小作問題は益々喧しくなつた、言い換えれば、生殺與奪が、治者の隨意と思われて居た、封建の餘弊が脱けない時代から、權利には憲法の保障があり、車夫馬丁も國政に參與する時代となつた。又賃金は八倍乃至十倍し、(例せば女中の給金は月一圓七十錢から、十三、四圓に、傭人夫は二十錢から二圓五十錢に増した)。物價は七、八倍以上十倍に昇つた(以上昭和三、六月發行日本統計全書)。又官公吏、會社員等の俸級手當や、國會、府縣會議員の歳費の増額などは、天下周知の事である。

兵七待遇
の現状

第三段 徴兵法の威力失墜の理由

一一

然るに等しく公務に任じ、國防の重責を荷う、兵士の待遇は如何。今猶明治の初期に於ける如く、壯丁の服役のためにその家族が被る物質的損失の補償をも與えないで、封建武士に對すると同様の責務を、彼等に要求する、時代錯誤の妄想に支配されて居るのである。これが反動の竟に累を國體に及すべきは、火を視る如く明かである。

第四段 徴兵法の弊害と危険

重大の弊害

今試に西洋式徴兵法の缺陷から胚胎せる、弊害の重大なるものを挙げれば、(一)徳義心の破壊、(二)強健なる家族の漸減、(三)勞、農、兵の不穩な提携、(四)赤化の誘因、などである。

◇徳義心の破壊

信賞必罰
の要

善行を賞し、不義を罰するのは、治國安民の要義である。然るに軍役に服し、奉公の忠

徳義心の
破壊

誠を致しつゝある兵士の家族が、往々生活を脅かされ、甚しきは一家飢渴に迫り、或は悲劇を演ずるものがある。又君國の爲めに屍を戰場に露したる勇士の遺族にして、まゝ悲惨の境遇に呻吟するものがある。これ等は國民に何を語り、何を教えつゝあるか。忠勇なる行爲の次に、惨苦が來り、國難に殉すれば、一家の衰運を招くという、その實例を天下民衆の目前に曝らし、これを兒童の眼底に映せしめ、學生、青年の頭腦に刻み込ましめるのである。かくては彼等は忠勇を苦痛の原因と解し、善行は耻辱の因由と信するに至り、こゝに公德心は地を拂い、窃に軍役を免れんと欲するに至るのも餘儀ない次第ではあるまいか。これ徴兵忌避が、陽には統計となつて表われ、陰には祈願となつて唱えられ、その他士氣の不振、將卒の反目、或は不満怨嗟の、漸く露骨となりつゝある所以である。實に憂慮に堪えぬ現象であるが、因果律の約束として、今の西洋式兵役法から孕み來つた自然の歸結である。

兵役法缺
陥の自然
的歸結

今の兵士
に過大の
要求

是に於て、私は、我國の誇りとする武士道が、封建の昔に於ける、かの正宗の黄金造りに因由せることを泌みく感得し、轉今昔の感に堪えぬと共に、今の兵役法が、今の兵

第四段 徳義心の破壊

一三

士とその家族に期待する所は、宛がら家祿に衣食していた、封建武士に對すると同様なることを聯想し、その無現解の甚しきを感じながらも、亦數百年來の因襲力の絶大なることに驚くのである。

之を要するに、我々は一方では教育のために、多大の努力と幾億の巨資を費して、智徳の涵養につとめつゝある、他の一方では西洋式兵役法の缺陷の爲めに、事實に於て國民の徳義心を覆えしつゝあるのではあるまいか。

◆ 强健なる家族の漸減

强健なる家族の増加は、一國繁榮の象徴である。然るに今の我兵役法には、前に言つた如き、種々の禍因があるので、强健なる家族が、次第に減少しつゝあるのである。試に左の表を見たまえ、軍役専門の武士が廢せられて、國民全體の共同義務となつた兵役の大負擔が、少數の家族にのみ掛つて居る、その偏頗、不公平を善く物語つて居るではないか。これが軍事から生ずる百弊の根源である。

强健精銳の家族漸減

同一家族の負擔

(甲) 現 役	
金六千萬圓	現役兵士約二十萬人の家族の一年間物質的負擔
金三百圓	一家族の一年間物質的負擔
金六百圓	二年兵役の物質的負擔
(乙) 豫後備役	
十五年四ヶ月	
現役、豫備役、後備役中、傷病、戰死等の事故と費用	
右の中現役兵の家族は、全國總家族の約七十五分の一の少數で、その他は概して負擔なし	

(甲) 現 役

約二年或は一年半 (海軍のは省略)

金六千萬圓

現役兵士約二十萬人の家族の一年間物質的負擔

金三百圓

一家族の一年間物質的負擔

金六百圓

二年兵役の物質的負擔

(乙) 豫後備役

十五年四ヶ月

現役、豫備役、後備役中、傷病、戰死等の事故と費用

右の中現役兵の家族は、全國總家族の約七十五分の一の少數で、その他は概して負擔なし

同一家族の負擔

現役兵約二十萬家族の一年の負擔

他の一千五百三萬の家族は負擔なし

現役兵家族二十萬は、その大多數が中産以下の農家、又は無産勞働階級に屬して居るが、その身體強健の點から觀れば、これは概して一國の精銳である。その精銳なる家族が、子弟の服役のために、一年に約三百圓（事實はそれ以上、二年兵役に六、七百圓）の物質的損失を被つて居る。そこで現役兵の家族二十萬の負擔合計が一年に六千萬圓となるので、その家族の資産が、年々それだけ削減せられ、今年（甲）の二十萬の家族が、六千萬圓を侵蝕せられ、明年は（乙）の二十萬が六千萬圓と、年々順繰りにその資産が減少し、かくして（丙）（丁）（戊）と將棋倒しの如く、年々六千萬圓づゝ資産を失ひ生産力を減じつゝあるのである。これ社會政策上輕視すべからざることである。

さて、その一家族の負擔は、ちようど、樞密院副議長（年俸七千圓）乃至陸海軍大將（年俸七千五百圓）の所得税と粗と同額である。而も兵士の家族の大多數は、かゝる収入なきに、その資産をそれ程削減せらるゝのである。要するに精銳強健なる家族が次第に劣弱なる家族に退化しつゝあるのである。

それから、貧困者は、徴集や召集を免除せらるゝ規定はあるけれども、後段に述ぶるが

精銳なる家族の資産減少

家族支持者の召集徴集

如く、種々の事情があつて、それが圓滑に行われ難く、其の間に不平不満の情を、挑發する、其例證としては、往々一家の扶持者を徴集又は召集して、その家族を飢餓に陥らしむることも少くない。又國家危急の場合でもない小軍役、例せば外國在留民の保護の如き場合にも、既に一旦現役を終つて、現に妻子の扶養や、愛兒の教育義務を負ひ、或は老父母の孝養に奉仕して居る、豫後備役の兵士を突然召集して、その家族の生活を脅かし、甚しきはこれがため往々見るに忍びざる悲劇を演ぜしむる如き場合もある、猶その家族の生活を保障する法規がないのである。惟うにかゝる召集法は、或は軍隊の編成、輸送その他の必要止むを得ざる事情に因るならんとはいへ、何とか工夫改善するのは、畏くも仁慈の聖慮に副い奉る所以であらう。

工夫改善の必要

かの日露戰役當時は、物價が低廉であつたが、猶その害毒の甚大であつたことは、私の親しく経験した處である。況んや今日の如き非常なる生活難の折柄、突然一家の支持者を奪つたときは、中産以下家族の窮困に陥るのは當然の事である。然るに此の如き場合に、他の一方を顧みると、殆んど全く兵役義務を免れ、而かも國防軍備のお蔭で、安全に生活す

相互共濟
制度の必
要

る大多數の家族があるのに、社會的相互共濟の制度がないために、彼等は之を知らざるか。或は知るも空しくこれを看過するのである。而してかゝる相互共濟制度の施設は、決して難事ではあるまいと信するのである。

大都市の
悲惨事

前述の如き悲惨事は、しかも昭和の今日、文化の中心たる大都市にも、度々發生するのである。兵役革新論(六〇頁)に引證した、昭和二年三月と同年六月の新聞記事の如きは、偶々世間に現われた一二の例に過ぎぬ。今年支那出兵の際、名古屋市に起つた、召集豫備兵の一家族の悲劇もこれを物語る一の實例である。

右の次第であるから、強健の家族は逐次資産を削られ、随つて兵役を呪い、思想の悪化を來し、要するに家族の困窮、兵質の退下、後顧の患、兵力の萎微、種々の弊害が所在に醜醜せらるゝのである。輒近我が朝野が社會政策のために致々として捧ぐる多大の努力費用も、一面これ等のために裏切られつゝあるのであらう。

◇農村の疲弊と勞農の不穩な提携

右に陳べた如くであるため、村落の疲弊するの言うまでもないが、加うるに從來壯丁の入營と共に家郷を去つて、在營地の都會へ移動したる金額は五十餘年間に十數億圓を下

英國に勞
兵の提携
稀なり

らぬ巨額であらう(兵革六九頁)が、それがそのまま農村に還元せられないため、農村衰微の一大原因となり、今やその積弊は、甚大となり、一方無産階級の増加と相呼應して、終に勞、農の不穩な提携を馴致するのは恐らくは避くべからざる趨勢であらう。

眼を轉じて西歐の事情を見るに、英國は罷業爭議の盛な國である、且つ軍隊の中に多數の失業者が加わつて居る。然るに、兵士が概して勞働爭議に共鳴しないのは、何故であるか、これは兵士の待遇が手厚いので、その生活が脅かさるゝ、恐れがないからであらう。勿論それは英國の志願兵制であるがためでもあらうが、もし露獨の如く徴兵制であつたならば必らず勞、兵の二者提携を促し、或は革命動亂の端を開いたかも知れないのであらう。

そこで我が國情は如何と顧みるに、兵士の大多數は、農家の子弟であるので、その家族が、兵役のために多大の苦痛を感じる、その一面に小作爭議が絡んで、勢い勞、農兩者の提携を誘い、今や社會上最も警戒すべき場面が已に業に我々の眼前に展開し始めて居るのである。

我國勞農
の關係

◇赤化の誘因

無産者の傾向

窮すれば溢るるののは、常人の常である。故に下層階級が、兵役の爲めに、漸次その資産を減損し、中には悲惨の状態に陥るものもあるので、これが即ち乗ぜらるべき弱點である。一種の魅力が伴う過激思想の宣傳のために、労働者や、無産者の誘惑せらるるのは、自然の勢である。又環境の事情も、それを促しつのである。(兵革七頁参照)

軍隊の赤化運動

それから革命者に取つて、一面には最も障碍となると共に、一面には味方として最も有力なのは、軍隊である。されば我國でも嘗て一派の過激主義者が、宣傳を軍隊に試みたが今や更にその手を農村や、工場の青年等に伸ばしつゝあるので、彼れ青年等が、やがて入營すると、勞、農の提携は、一轉して勞、農、兵の聯合となり、それが彌蔓して思想的集團と化し、又彼等が退營歸郷すれば、例の細胞を各地に播種するに至り、害毒の及ぶ所は、殆ど測り知ることが出来ない。今回の共產黨事件に於ても、赤化の魔手が、兵營内に入込んだ實例が発見されたのである。

物質的待遇の必要

されば、經濟的壓迫によつて悪化せる、勞、農の思想にのみ干渉し、又は兵士に精神教育のみを施したりとて、一面物質的の待遇改善がこれに伴わないならば、目下の危機は到

弊害の除く原因の隆盛

底回避することはできない。彼等はパンの缺乏に窮するのである。之に向つて忠愛奉公の美辭を聞かしむるのみでは、何の効果があるうか。而して若し之を放置するならば社會國家の上に重大なる結果の現わるるのを知るべきである。

◇兵役革新の方針

以上に論述した如く、今の西洋式兵役法には、三大缺陷があるため、軍事上にも社會上にも幾多の弊害が起るのである。然らばその缺陷の補正充實を圖つて、それ等の弊害を除くのは、これ國家社會の隆盛を計るべき唯一の方法である。而して如何なる手段を以てこれを決行すべきかは、議論の岐るゝ所であるが、先づ其方針に關する私見を陳べると左の如くである。

士氣の涵養は生活安定にあり

即ち軍人の待遇は、我が國古來の傳統的武人優遇の舊慣に復歸し、兵士家族の生活安定を圖り、その資産を擁護し、彼等をして衷心満足して専念奉公の義務に精進せしむることを目的とし、一面彼れ歐洲に於ける如き覆轍を避け、一面兵質、補充、及び經濟の三點に關する、徵兵制の長所美點はこれを保存して、健全なる「日本式兵役法」を創定して、今上

陛下登極の詔勅の御趣旨に副い、又 明治大帝の廣大無邊なる盛徳の光被奉行を圖り、以て士氣の根柢涵養に勉めて、我が軍紀を確立するのが、適當であるであろうと信ずるのである。

右の所見を假りに大過なしとして、さて此目的を達するに、二つの方法手段がある。その一は従來の如く、單に兵士の増給と、遺家族の救護を以てするのであるが、こは姑息の手段であるから、その目的の達成は到底不可能であろう。他の一は、即ち私の新主張で、兵役義務を國民に共同分擔せしむる方法である。尙二者の得失利害に就ては逐次後段に於て解説することとしよう。

それは兎に角、正宗の黄金造りは、今の時世には、勿論再現すべきものではないが、宜しく適當の装貼を調べ、鏢を加え、襦袢を施し、殊に刀心の研磨に意を用いて、我が傳國寶の威力を發揮し、以て國家の治安、國體の擁護を計るのは、これ時代の痛切なる要求であると思う。

本書公刊の動機

(註) 西洋式徴兵制の長所、短所の兩面を、公平に觀察しない人々は、往々私の前著の論旨を誣いて、「非日本的」などと評するものあり、或は私を目して、意外にも一種の過激分子の如く

言いなすものすらありというので、爲めに或は世間の誤解を招かんことを恐れ、以上先づ露見の真相を明にし、併せて歐西大陸の徴兵制に屬する、大缺陷を指摘して、かゝる人々の熟考を促した次第である。尙第七段の五節にも反對論に對する解答の大意を續述してある。

第五段 前著の大意

(詳細は兵役革新論に具載す)

◇ 世界戦争の結果

西洋式の徴兵法には、缺陷があるので、國家の基礎を危くするから、速に補正充實の必要があるという、大體の理由は、粗前段に陳述した。これから前著の大意を陳べて、私の兵役革新の方法を明かにしたいと思う。

世界大戦役のために、外は歐洲列國の形勢が一變し、内は人心が頓に激化し、世相が急轉したるに鑑み、我帝國の前途に就き、深く感ずる所があつたので、私は去る大正九年の

世界大戦役の結果

春「兵役報償の急務」と題する小冊子を印行し、之を文武の大官や、貴衆兩院議員の一部、等に配布して、兵士の待遇改善に就き、聊か警告したのであつた。爾後世態が益々激變し、終に皇室に對する一大不祥事が突發したので、憂慮の餘り、昨年の夏更に「兵役革新論」を公にした。その主張の大意は左の如くである。

◇ 兵士家族の大負擔軽減の必要

大負擔の軽減必要

今や生活難が日に彌増し、勞働爭議が次第に烈しくなり、既に前段に掲げた如き弊害が益々増大するのであるから、前表の如き兵士家族の大負擔を軽減して、小農民や勞働者等が兵役のために被る艱苦を緩和しなければ、共產主義の如き過激思想が漸次に軍隊に潜入し、恐るべき事態を馴致するであろう。それゆゑ今日の急務は何を措いても先づ兵士家族の大負擔を軽減する事にあると思う。

◇ 國民共同分擔の理由 (其一)

(憲法の精神等に鑑み)

そこで、如何うして之を軽減するかというに、元來國防の義務は、これを憲法の精神に

共同分擔の當然な理由の一

照らし、或は共存共榮主義に鑑み、その外國國防等種々の方面から考えても、(兵革三三頁—五二頁)之を國民全體で分擔するのが當然である。然るに、實際兵役義務を負擔して居るのは、全國總家族の約七十五分の一の少數家族である爲めに、その負擔が過重偏頗となるので、それが即ち禍因となつて、種々の弊害を惹起して居るのである。故に壯丁の服役に伴い、その家族の被る物質的損失その概算一家族一年に三百圓以上、二十萬家族合計六千萬圓以上は、全國の總家族(現役兵の家族をも含む)をして之を共同分擔せしめ、以てこれを補償するのが至當である。

(註) 一年に三百圓の物質的損失とは、壯丁が家に在つて勞働する一日の賃銀を内端に見積り金一圓五十錢とし、その一年の合計五百四十七圓五十錢の内貳百圓四十七圓五十錢を衣食費として差引き、殘金三百圓をその家族の負擔と見積つたのである。(兵革七五頁—七八頁)

◇ 國民共同分擔の理由 (其二)

(兵役義務の本義に照らし)

抑も國防なるものは、その始めに遡ると、家防、村防から城防、都防などと次第に擴大されたので、始めは強者が自身に防衛の任に當つたが、追々規模の擴大に連れ、専任

共同分擔の當然な理由の二

の軍兵を置くこととなり、各國それ／＼の事情に従い、或は志願兵制として、厚く兵士を待遇するもあり、又は徴兵制として、壯丁に兵役を課し、その待遇の自から薄きもある。要するに國情や歴史に由り、又その時代の國是に従つて、憲法や國法を以て、之を律するに至るのである。

故に強制兵役（法定兵役）の國に於ける、兵役義務は、要するに國家の都合上適人を適所に置くため、人物經濟から割り出された、國策の結果である、壯丁のみに此の如き先天的義務がある譯ではない。

さればこそ、佛國は徴兵法に據るが、英國は志願兵制を用い、我國では徴兵制を採つたのである。それと同じく、我が往昔の武士制度は、帝政復古の後は廢せられた。それと同じく明治の初年に適した歐洲式の徴兵法は、そのまゝでは昭和の今日に適すとは言えないのである。要するに一國の兵制は、その時代の國是に従い、時勢の推移に連れて、變化すべきものである。

而して今の兵役義務は、國策上から國民全體の負うべき義務となつたのであるから、そ

法定兵役
國の兵役
義務

兵役法よ
國情と國
是に従つ
て變化す

の趣は、往昔世祿に衣食して、その子孫の生活をも保障されて居つた、軍事専門の特殊階級なる封建武士とは、大に相違して居るのである。故に今の兵士とその家族に向つて武士に期待せると同様の責務を之に負はしめ、その上に尙物質的負擔をも荷わしむるのは、甚しき無理解である。どうしても國民全體がその物質的負擔を分擔補償すべきである。

◇ 國民共同分擔の理由（其三）

（國防軍備の主眼に顧み）

兵はもと兇器であるが、現代の文明程度では、必要の有害物であるので、如何なる兵制にも、そこに多少の無理もあろう、強制もあろう。さりながら軍備には國防安民を主眼とすると、防衛侵略を主眼とするとの區別がある。過去は問はず、我が現代の國防軍備は、その主眼が、二者の何づれであるか。惟うにそれが國防安民にあるのは、これを我が皇道に照して明白である。

然らば我が兵役法は、共存共榮に重きを置くべきは勿論で、兵士も家族も、國民として一面には被保護者であるのであるから、彼等の保護をも忽かせにせず、國民は皆彼れらと

共同分擔
の當然な
理由の三

兵士も家
族も被保
護者

共同して、相互に兵役義務を分擔し、以て軍事的にも社會的にも、成るべく無理、強制的の如き弊害の最も少なき兵役法を制定するのが當然であろう。

かくすれば即ち一視同仁の聖旨を奉行することとなり、又國民國防主義にも一致し、加うるに、一面は國防安民の主眼に適すると共に、一面は戰時用兵の便宜も兼ね備うる、合理的兵役法が確立するであろう。随つてそれが、上下貧富の別なく、一般國民をして悦んで軍務に精進せしむるを得べき兵役法であろう。然らば之れこそは、現代式の日本的兵役法と稱すべきではないか。而してかゝる合理的兵役法は、その基礎を兵役義務の共同分擔に置くのが、亦最も公平で、併せて公明であると思ふのである。

◇ 國民共同分擔の裏書

(諸家の賛成批判に據り)

左に掲ぐるは、前著兵役革新論に對する、海陸將軍其他數十名士の賛成批判中の一で、前陸相貴族院議員大島中將の意見である。此簡明にして要を得たる、代表的批判に顧りみて、私の主張する兵役義務共同分擔主義の、幸に我が國是に戻らぬことが裏書せらるゝも

一視同仁の聖旨に副う合理的兵役法

諸批評家の裏書

のと思ひ、特にこゝに掲げて、私の言議の徒爾ならざる一證となすのである。

◇ 前陸軍大臣大島中將の批判

兵役報酬金贈附並に報酬税の創設實行の御意見拜誦。

大島中將の批判

- 一、兵役義務の制度を尊重維持す。
- 二、兵役義務の遂行には、身を挺し危を履み、私を捨て公に殉し、奮て國家の干城たるべき能力の錬達に努めざるべからず。此崇高なる行爲は、形而下の物を以て之に報償するを得ず、宣しく尊信、敬愛、感謝の誠意を效さざるべからず。
- 三、崇高なる行爲の外、入營服役の爲め、更に一家の働力を減じ、一身の所得を失ひ、隨て一家の生計に窮乏を致す如き、物質的損失は、之に賴て其生を靖んずる一般國民の齊しく之を頌つ可きものとす。

との御趣旨は、彼の兵役税創定杯と其立前を異にし、我制度の精神に戻らず、克く時勢の推移に應ずる適當の考案と存じ、賛意を表し候。

◇ 共同分擔の方法は如何

共同分擔の方法

(直接の負擔と間接の負擔として)

然らば、共同分擔の方法は如何にするかといふに、兵役義務の負擔を、甲乙の二種とし

(甲) 即ち現役に服する者は、直接の服役によつて兵役義務を盡くし、

(乙) 即ち全國の總家族は、甲の家族が、甲の服役に伴つて受くる、物質的損失を分擔補償して、間接に兵役義務を盡くすることとするのである。

かくして、(乙)即ち總家族の分擔金を以て、(甲)の家族の物質的損失を補償するのである。

◇ 共同分擔金の徵收方法は如何

(保險掛金として)

共同分擔金の徵收方法

次に總家族分擔金の徵收方法如何というに、これは家族(世帯)を本位として、全國の總家族(現役兵の家族も含む)から、概して各家族の所得金高を標準として累進率に従つて之を徵集するのである。前著に於ては、免稅點なき累進稅(假りに報酬稅と稱した)を課することとしたが(同書七五頁—七八頁參照)、種々考慮の結果、本書に於ては、その一方法

として保險式徵收法に據ることとした。蓋しその方が課稅式とするよりも便宜であると思ふからである。尙それらの事柄に就てはこれを後段に詳記することとした。

(註) 兵役共濟保險式の徵收金取方法の大意は、本書第九段兵役共濟保險要綱に具載す。此分擔金の徵收に關する事項は本論の一要目であるから、讀者の慎重なる研究を希望す。

◇ 共同分擔の利益

かくすれば、一國の上から觀て、特に國民の負擔を増加しないで、此一舉を以て

一には、兵役義務負擔の偏倚、偏重を矯正、平均して、兵役を合理化し、兵事の専門化に便し、又軍備の基礎を充實す。

二には、國民皆兵主義、即ち國民國防主義を實現して、國民の兵役義務觀念を覺醒す。

三には、兵士の家族が被る、物質的損失を補償して、強健家族の漸減を防止し、兵士遺家族の苦痛怨嗟を緩和し、社會の正義を維持す。

四には、兵役義務負擔の不平均から醸成せられる社會的弊害、例せば村落の疲弊、無産階級の増加、過激思想の潛入、勞、農、兵の不穩なる提携などを著しく防止し、又軍事的患害、例せば徵兵忌避、後顧の憂、士氣の弛緩、などを大體滅絶し、併せて兵質

共同分擔の利益

の向上、兵士の悦服を促進す。

五には、國民が君徳の光被に感激して、義勇奉公に専念精進し、以て國防を充實し、大に國體の擁護に資す。

◇ 共同分擔の公平と公明

以上が即ち、私の主張する兵役義務の國民共同分擔論の骨子である。惟うにその名義は公明正大で、其處置は公平不偏である。何人も之に對して不服を唱うる理由はあるまいと思ふ。蓋しこれまで少數家族の負擔して居たのを、新に總家族に負擔せしむるのであるから、一國の上から觀れば、國民の負擔が増加するのではない、單に負擔の客體を轉換するのみで、兵士家族の苦痛を著るしく緩和輕減することが出来るのである。何となれば從來は兵士の家族が一年に三百圓以上（二年に六百圓以上）を仕拂つて居たのを、かくすれば七十五分の一の平均四圓づゝに輕減することを得るのであるから、國民全體に取つて大福音である。不公平の負擔を公平に改むるのであるから、之に由つて軍政を公明化し、上下貧富を満足せしむべきことは明白である。

少數家族の負擔を總家族に移す

三百圓の負擔を四圓に輕減す

戦後備兵等の手當

手當は平時と同額

尙戰時その他の場合に、戦後備兵を召集するとき、その家族に對する補償は、現役兵の家族に對すると同様にするべきであるが、その財源は別途に屬するから、ここにはこれを省く。又其他傷病兵や、戦病死者に關する手當に就ても、それぞれ關係法規の改正により、相當の増給を計ることとするのである。

又現役兵及召集戦後備兵の家族に對する補償手當は、戦時と雖も特に増加するに及ぶまいと思ふ、それは兵士自身には、別に戦時手當があるからである。

第六段 共同分擔に關する事項

◇ 共同分擔金の徴收に關する事

徴收に關する困難などの問題

世間或は、兵士家族が陰に仕佛つて居る、物質的損失補償の分擔金徴收方法の困難や、滞納の制裁などに就いて、云爲する人もある。成る程これは一應尤もの懸念であるが、凡そ如何なる課税、徴收金などでも、多少の困難は免れぬのである。されば刻下の如き一大國難の匡救に關する、重要問題に就ては、それら枝葉の事は問題ではなからう。その解決方法の如きは、宜しく専門技術者に委ぬれば足るであらう。又此補償金の財源は、最も

確實である。と信ずるが、尙かの陸海軍の兩記念日を以て「兵役義務日」と定め、全國民の申合せにより、その日に得たる收得金を一齊に貯蓄し、又全國諸學校の學生、生徒も特に勞作してその所得を、補償金に供する習慣を養成すれば、一年に六千萬圓位を得ることは決して難事ではあるまい。この他之に關する私の所見は、本書第九段兵役共濟保險法案要綱第九項以下の説明に具載してある。

繼續事業
可とするも

又私の提案の實現に關する便宜上、之を最初から一時に實行せず、繼續事業とし、最初は補償金三百圓の半額、若くは三分の二を給與し、漸次増加するも可ならんと思ふ。

◇ 兵士及家族に少しも利得なし

兵士や家
族に毫も
利得なし

人動もすれば此の共同分擔補償を以て、兵士及其の家族に、過分の利得を與うる如くに誤解し、彼等を奢侈に導くなどと思う人もあるが、それは甚しき誤解である。抑も兵士の一家族に一年三百圓、二十萬兵士の家族に六千萬圓の補償金は、普通勞役の報酬金とは、全くその性質が異つて居る。これは壯丁の服役によつて被つた物質的損失(全部ではない)の補償金である、返還金である、決して國家の賜金と稱すべきものではない。故に之によ

他に種々
の不利な
便がある

つて兵士の家族に利得を得せしむることなきは勿論である、單に彼等が自辨したる出費の大部分を、一時回收せしむるに過ぎない。彼等自身の出すべき補償割前は他の家族と同様に毎年出金するのである。唯一年拂の大負擔が七十五年賦拂の小負擔に變更せられるのみで、他に何等の利得はない。

試に看たまえ、服役のために、壯丁及び家族が被る損失不利は、此外に數々ある、即ち壯丁が服役のため自己の職業、所得を失ひ、除隊後の就職難に苦しみ、或は戰時に會えば傷病戰死などの不幸を被り、その他入退營の經費在營中の經費、仕送金(平均一年百圓)など種々様々の負擔がある。これ等は右三百圓以外の物質的負擔である。故に壯丁を兵役に取られない家族や、壯丁なき家族に比較すると、その利害得失の相違は、到底比較にはならないのである。此誤解は自己を、兵卒及其の家族の位置に置いて、一考すれば、釋然氷解するであらう。

◇ 大規模の救護不可能

救護萬能
説に非

又或は私の此提議に對し、成程中産以下の家族に取つては、家族に對する補償金の必要

があるが、それ以上の資産階級に取つては、かゝる補償は無用であろう。故に無用の補償金をそれ等に給與するよりも、寧ろ従來の如く兵士遺家族の困窮者に對し、適宜救護を實施するがよいではないかと唱うる者もある。(次項、辭退自由參照)

然れども、論者の言の如く、富裕の家族には補償金の必要なしとするときは、これ兵役に伴う物質的負擔を是認することとなるので、兵士待遇の根本精神に悖るではないか、換言すれば現役兵及其の家族を虐待することとなるから、日本的優遇精神に反するのではないか。又その家が假令貧なるも、一家の困難を忍びて服役する、名譽ある兵士の家族に對して、救護とは如行にも不都合である。抑も救護は如何なる方法を以てするも、決して名譽のものではない。然らばこれを以て日本的武人待遇法とはいうを得ないのである。

それからかゝる論者は、救護を以て萬能と思ふ如くであるが、これは救護なるものゝ、極めて困難でその効果が殆んど有名無實であることを知らざる人々の、動もすると云爲する所である。左記挿註及第七段第四項の批評解答に掲ぐる如く、私の經驗に據れば、平時に於ける遺家族の救護ですらも、種々の故障難問がある、物價騰貴の現代が要求する如き

武人優遇
精神に反す

徹底的救
護の困難

程度^{〇〇}の救護は、到底^{〇〇}實績^{〇〇}を擧ぐることはできまい。況んや戰時に於ける豫後備兵の大多數なる家族救護の如きは、全然不可能である。尙救護すべき家族と否らざる家族との調査、區別も到底不可能であると、私は斷言して憚らぬのである。

殊に強健なる家族の漸減、農村の疲弊、勞、農、兵の不穩なる提携、赤化宣傳の如き、漫性病菌の瀰蔓と一般なる、重大焦眉の禍因に直面する今日に於て、かゝる姑息の處置を以て、これに對應せんとするのは、これ恰も一杯の水を以て燎原の火を消止めんとするに均しきものである。故に兎に角兵士家族の大多數の苦痛、艱難を始め右の如き患害を根本的に一掃するには國民をして兵役義務を共同分擔せしむる外には、適切なる方案はあるまいと思ふ。

(註) 私は日露戰役の前後六年間、偶帝國軍人後援會の常務理事在任中、前半期の頃は、半官半民の大援護機關を設立して、兵士の貧困なる遺家族を援護するのが、帝國軍事上最も必要であり、又その外には方法があるまいと思ひ、實はその前提として明治三十六年秋、同會に於て百年計畫を以て救護基金五千萬圓蓄積方案を制定し、當時の日本銀行總裁松尾男爵の援助に依り大藏大臣の承認を得て、其金を大藏省預金部に蓄積することとしたのであつた。

然るに戦時中から戦後に亘る、救護施行の實際に徴するに、出征現役兵の家族並に豫後備兵の家族、その他傷病兵、戦病死兵の遺族という、幾十百萬の救護後援の如き大事業は、假令い軍事救護法の如き官設の方法を以てするも、到底その目的を達成することが不可能である。況んや私設機關を以てしては勿論不可能なることを發見したのである。蓋し之れが資金募集の困難、機關の設置、その運用の困難、その他幾多の障礙があるので、救護後援のみに頼つて、彼等の生活を安定せしむることは、決して企及すべきでないと思つたので、本文の如き兵義務を全國民に分擔せしむるの外なしと斷定した次第である。尙救護の極めて困難であることの理由は、第七段第四節に、具體的に陳述してある。然れども、戦死者の遺族、痲兵、傷病兵、又は出征豫後備兵の家族、現役兵の家族等にして、尙他の援助を要する場合が多くあるから、救護機關の完備を計るのは勿論必要であると思ふ。

◇ 家族補償金の辭退は各自の自由

有産階級に屬する兵士家族の中、家族補償の受領を辭退しようと思ふ者あれば、各自の隨意に任せて、自然の調節を爲さしむるのが便利であろう。而してこれを在營兵士の教化費、又は待遇費などに轉用すれば、有無相通じて、共存共榮の趣旨にも適合するであろう。且又この辭退せる補償金は之を寄附金として本人住居の市町村に於て表彰するならば

補償手当金の辭退

貧富協調の一助ともなるであろうと思ふ。

◇ 家族補償金は農村救済の一大資源

それから此補償金の共同分擔金は、課税式に由つて徴收すると、保險掛金式によるとを問はず、これは兵士の郷里に還元せられ種々の形となつて地方を賑わし、主として町村の疲弊を救済すべきことは、明白である。されば家族補償金は普通の軍事費の如く不生産的でなく、その性質が全く違ひ、村落の生産力涵養の一資源となるであろう。これを近年唱道せらるゝかの地租委譲に由る金額に比らば、大差がないのみならず、これは、兵士の員數に従つて、増減するのであるから、自己調節の妙機を具備するので、これまでは重に村落から出でたまふ、決して還元されなかつた金が、必らず元の村落に還元せられ、他に取るる愛がないから、確かに村落を賑わす資源となるであらう。

◇ 家族補償金に對する國民の賛否は如何

次に此家族補償金の給與に要する、共同分擔金の徴收に對する國民の賛否は如何と願ひるに、恐らく大多數は賛成であらう。今試に之を推算するに左の如くである。

補償金給與に對する賛否

農村救済の一大資源

兵士家族の負擔の還元

第六段 家族補償金に對する國民の賛否は如何

四〇

利益問題

(い) 現役兵二十萬人、毎年の徴兵適齢者六十餘萬人、向う六、七年間に適齢に達すべき青年四五百萬人、以上の父兄等、それに在郷軍人三百七萬餘人、その親戚、知人、其他直接間接にこの給與に關係ある商工等の幾百萬人は、賛成であろう。

債義問題

(ろ) 平均四圓の徴収金を納むる家族に就て考ふるに、これまで一人の兵を出すときは、一年三百圓の損失を負担したのが、本案によつて七十五年間の分割拂となるのであるから、一家族から七十五年間に一人の現役兵を出しても従前に比し少しも損失なきこととなる。況んや一家から二人以上、或は父子相次で現役に服する場合には、その負擔金の割合が大に減する譯である。(は) 之を徳義上から考ふるに、強健なる男子なき家族、或は壯丁の兵役を免れたる家族に取つては、新負擔となるべきも、苟くも國防軍備のお蔭によつて、自家の安寧幸福を保護せられ居る以上、國民共同の負擔たる割前を拒むが如き不徳は、町村隣保の黙過すべからざるは勿論であるから、之に反對するものは恐らく少からうと察せらるゝのである。

第七段 諸家の批判と著者の解答

以上は前著兵役革新論の大意であるが、同書の成るや、これを假刷し、或る一部の豫後備

前著に對する批評別意見の類

將校、學者、事業家等の諸氏に示して、その批判、意見を求めたのである。爾來日は尙淺いけれども、その大體の意向を綜合概観すると、正面からの反對は極めて少なく、多くは賛意を表せられ、中にはその實現のために、盡力しつゝある人々も少なくないが、國民の補償分擔金額が多大であるとして、かれこれ故障を唱え、又は之を増税と誤解し、若くは因襲に捕われて、反對する人々もある。今其理由とする所に従つて、之を類別し、併せて之に對する私の解答を陳述すると、大體左の如くである。

(一) 實現希望の一表現

實現希望の一表現

その一は、兵役革新論の卷末に掲げた、批評又は意見で明かな如く、各種の意味にて、賛意を表されたるものであるが、その中に就き、恢弘會(重に豫後備陸海軍人の大團體)の會員中に、熱心なる幾多の共鳴者があり、直に鄙説を取入れて、會の問題とし、海陸軍の中、少將、大佐等六氏を、「兵士待遇調査委員」に擧げ、著者も之に加わり、審議の結果その實現を期するため、政府並に上下兩議院に建議書を提出することに、全會一致を以て決定し、既に其趣意兼勸誘書を作成し、廣く會の内外に、個人としての賛同を求むること

いなつた。然るにその實行方法につき、異議を唱うる人があつて、更に數回協議の結果、尙研究中であるというが、これが實現希望の一表現である。

(二) 課税式の嫌忌説

その二は、著者の意圖としては、少數家族（兵士の）の偏頗な大負擔を軽減するためにそれを全國の總家族に分擔せしめて、補償するというのであるから、單に負擔の客體を轉換するに過ぎない。故にその負擔者が少數家族であらうと、總數家族であらうと、その金額は同一であるから、成る程一國の上から觀るとき、その負擔が新に増す譯ではない。然しながら兎に角、從來の裏面の私的負擔であつたものを、新に表面に持ち出して、公的負擔として、課税の形式（本書に於ては保險掛金の形式）に由り、分擔金として六千萬圓を、全國の總家族から徴收するのであるから、目下の經濟狀態に於ては、その實現が困難であるとして、情實上課税の名義を厭うものである。之に對する著者の解決策は、即ち本書の主眼なる、兵役共濟保險法案であるので、論述の便宜上これを後段に掲ぐることにした。

(三) 分擔金負擔の困難説

負擔困難説

その三は、著者の意見は、理論として賛成であるが、その實行に要する金額が巨大であるから、國民にその負擔能力があるまいというのである。（以下著者の解答）この所見は要するに、私の論旨を普通の増税論と誤解して居るのであらうが、事實それが増税でないことは、前項の所見を以て明白である。よしや之を普通の増税と假定しても、その爲めに總家族の負擔すべき金額は、平均一家族一年約四圓に當るのであるから、之を兵士家族の現在の大負擔、平均一年約三百圓に比べると、七十五分の一に過ぎない。然らば此少數家族の大多數が三百圓の負擔（現在の）に苦しむのは、これを忍ぶも、總數家族に、僅か四圓の小額を分擔せしむるのは忍ぶべからずとする理由はあるまい。しかも該少數家族の大多數は、中産階級以下のものであるので、尙更のことではないか。且つ全國總家族の七割五分は、此兵役義務の負擔を全く免れて居るのである。故に生活難の今日兵役義務に伴ふ物質的負擔に苦しむ民衆の中に、不平、怨嗟の聲が、次第に高まるのである。

補償金は上下諸階級の分擔

又私の主張する此補償金は、無産階級の家族に至るまで、各應分に負擔することになる

補償金は上下諸階級の分擔

第七段 補償金は上下諸階級の分擔

總家族の平均負擔僅に四圓

のであるが、論者は往々此意義を誤解し、それが主として資産階級のみを負担となるものと速断し、唯眼前の情實に捕われ、もしこれを現状のままに放任するならば、結局社會全般の安寧を危くするに至ることに想到しないやうに思う。

攻防の目的に於ける

惟うに國防は、その始め村防から、城防、都防と、漸次に擴張されたことは、前にも言つたが、何の時代に於ても、戦闘の場合に於ける攻防の目的は、常に人口、権力、金力の集合點なる都會にあることは、更にいうまでもない。殊に空軍の威力が年一年に増大する今日に於ては、尙さらの事である。されば國防力の消長は都會の利害に、最も重大關係のあることは申すまでもないのである。

(四) 過度の遠慮説

過度の遠慮説

その四は、此案は兵士の待遇案としては、最上無二の良案で、何等反對の理由はないが六千萬圓の課税問題が起るから、常備軍の全廢、軍備の大々的縮小、又は徵兵廢止という如き、難問題を挑發するであろう。又若しこの主張が貫徹されないと、人心を悪化せしむる虞がある。故に姑らく救護と免役の門戸を擴げる程度に止むるがよからうというのであ

る。(以下著者の所見)こは一見穩健な意見の如くであるが、結局或る誤解から、事態の紛糾を杞憂する遠慮説ではあるまいか。私は之に對して左の如く考えるのである。

◆ 難問題擡頭の原因如何

(い)論者の懸念する、難問題の已に擡頭して居るのは、何故か。これは一には、兵役のために、中産階級以下の生活が脅かされるのと、又一には、見解の相違又は各兵制の優劣長短の不明瞭であることに起因して居るのである。そは、某新聞紙の志願兵論に顧りみても、又無産黨者の言明に徴しても明白である。

難問題擡頭理由

沈黙して終熄せぬ

されば、兵士待遇改善の主張は、かゝる問題の擡頭を豫防、屏息せしむる唯一の手段である、袖手沈黙は却てその擡頭を促すであろう。蓋し假令私の主張を止めたからとて、此等の難問題は決して終熄するものでない、却て一層氣勢を高めるのである。何となればかのマルクスや、エンゲルス等の著書の出版は、實に汗牛充棟も嘗ならず、ために落陽の紙價を高からしむるものがあるからである。

◆ 常備軍廢止の杞憂

ろ)論者は第一常備軍全廢論の據頭を恐る、というが、成る程軍縮論も漸く勢力を加え、不戰條約の取沙汰もある折柄ゆえとは思ふが、極左系の空論としてはいざ知らず、若し此論が國際的に實行せらる、時代が到來するなら、それに越した喜びはないが、それは前途猶遠である。故にこれ餘りの杞憂として差置き、

◇ 徴兵廢止論の對策

反對論は國是に對し、合理的に改良を期す

(は)次は徴兵廢止論の難題である。軍備の目的が、單に國防安民のみであるならば、今の西洋式徴兵法の如く、この要義に戻り、且つ國體を危くする恐のあるものは、寧ろ之を廢止して、一代武士制(志願兵制の一種)を設くるか、又は英米の如き志願兵制に改むるも宜しからんと思ふのであるが、一面、列強の形勢に鑑み、一面東洋に於ける我が國の立場を顧みると、矢張り我が徴兵制の缺陷を補正充實して、一方に國防安民の國是に添い、亦一方に征戰用兵の便にも資し、以て帝國を富岳の安きに置くに若かずと思ふのである。察するに、論者が私の論旨を、最上無二の良案と認められたのは、右の理由に依るのである。然らば、率先此徴兵法の改良意見を唱道して、かの徴兵廢止論や、志願兵論が、我國

是に合致せざる所以を闡明する外には、改良案の實現を計るべき手段はあるまい。蓋し徴兵反對論、若くは志願兵論の據頭は、畢竟今の徴兵法の缺陷から生ずる弊害を除きて、下層民衆の生活安定を計らんがためであらう、その徴兵制たると、志願兵制たるとは、彼等の敢て問う所ではなからうと察せらる。

◇ 三論の趣旨は共に生活の安定

されば要するに、彼等二論(徴兵廢止論と志願兵論)の趣旨と、論者の共鳴する私の主張の趣旨とは、その方法、程度に於て、多少の相違はあるけれども、均しく民衆の生活安定に歸着するのであるから、若し私の待遇改良案を唱道するならば、彼等は之に反對せざるのみか、寧ろ賛同するものもある。然らば私の改良案の主張によつて、かの二論の據頭を促すべき憂慮は全く無用であるではないか。

◇ 待遇改善の主張は共產主義の氣勢をも挫く

次に社會組織の破壊を目的とする、かの共產論の如きも、今の兵役法が、民衆生活を甚しく脅威するので、その氣勢を助長せられつゝあるであらうが、革命者に取つて、最も障礙となるのは、軍隊で

第七段 三論の趣旨は共に生活の安定 共產主義の氣勢をも挫く

三論の趣旨は生活安定である

あるから、従て彼等が先づ軍隊の破壊を企てるのは、古今各國の實例が明かに之を示して居る。よつて軍隊の内に不穩思想を宣傳し、又將來軍隊に入るべき青年に對し尤も其宣傳に全力を傾注して、國民の輿論を反軍隊方面へ導いて居る。此種の宣傳の材料に用ゐらるるものは、軍隊の階級組織を否認し兵役の無意義を高唱し、殊に經濟上の關係から、兵役負擔の不法を誇張し、兵役の強制に對して反抗的氣勢を煽ることである。是れ彼等が從來西洋及我國に於て行い來りたる、その戰術の明かに示す所である。故に私の主張する兵士待遇改善案が採用せらるるならば、彼等の強調し、誇張する所謂經濟的搾取論は全くその根據を失い、従つて彼等の宣傳は大衆の心を動かすべき力を失つて終うであろう。故に大衆が動もすれば彼等の宣傳に共鳴せんとする傾向を、私の主張によつて防止する効果はあつても、決してそれを激發する恐れはない筈である。

◇ 徴兵法の長所美點を闡明するのは軍人の使命

それから徴兵廢止論者は、徴兵制と志願兵制とが、兵質、補充、經濟などの數點に關し重要な相違のあることを、深く考慮しないか、又は人權、自由を高唱して、徴兵廢止説を唱道するのでらうから、これ等に對しても、右に述べたと同様、假令拱手稱歎したりとて廢止論が屏息すべきものではあるまい。又今回の普通選舉に由る、新興の勢力は、必ずや

徴兵法の長所美點を闡明するのは軍人の使命

遠からず、軍事に就て正々堂々と、議政壇上に於て論議するであらうから、軍人は宜しく右の如き兵制上の利害得失を指摘し、又は改良案の主張が、自由、人權主義と合致することを明示して、反對論者の覺醒を促すべきではないか。

◇ 軍備縮小問題に就て

(一) 次は軍備縮小問題である。惟うに軍備縮小論は、珍らしい議論ではない、國防上支障のない限り、縮小したいのは、何人も異議のない所であらうが、原來此問題は、主として對外的基調から論ずべきものである。然るに私の主張は、單に兵役に伴う兵士家族の物質的損失の、分擔補償方法に關する、對内的基調に立つ議論であつて、軍備の大小に關するものでない。故にその論據は、彼れと此れとは全く別個であるから、對外論としては、軍備縮小論は、私の主張と全く相關聯する所はないのである。

或はこれを財政、又は經濟の上から論ずる場合には、二者が互に關係する所があるが私の論旨は前に述べた如く、増稅論ではない、單に少數兵士家族の大負擔を、總家族に分擔せしめて、輕減しようというので、一國の上から觀るとき、どちらが負擔しても、負擔金

對外的軍備縮小論に關する

經濟的軍備縮小論に關する

額は同一である。然らば則ち國民が、此意味を十分に了解さえすれば、此意味から軍縮問題を挑發する虞はあるまい。然るに若し此意義を諒解しながら、猶私の主張に反對するならば、小數兵士家族の困厄を無視し、同胞互助の情誼に背戾する不徳義であるから、正々堂々鼓を鳴らしてこれを詰責し、飽くまで此意義を國民に了解せしむる外はあるまい。

或は先づ軍備を縮小し、その減資を以て兵士の家族に補償手當を給與すべしという者もある。これは財政論から來た一種の所見であるが、これ亦私の共同分擔論とは、理論としては交渉はない。然し假りに財政上尤の議論としても、これには強硬の反對論がある。容易に實行さるべしとは思はれぬその中に、不穩の形勢が馴致せらるゝときは、臍をかむの悔あるも測られない。故に先づ焦眉の急要である兵士待遇問題を解決し、徐ろに列國の形勢を觀て軍縮論を決する外はあるまい。而してこれ亦國民の諒解を求むる要があらう。

(註) 此に掲ぐるは大正十四年の調に係る列國の陸軍費である。(米)七億四千二百萬圓(佛)五億五千萬圓(英)四億六千萬圓(露)三億三千六百萬圓(日)二億一千萬圓(伊)二億圓。

◆ 事理の了解運動は軍人の使命

諒解運動は軍人の使命

そこで此等の諒解を求むるための運動は、誰れが擔當すべきであるか、これは主として軍人の努力に待たねばなるまい。蓋し今日は、何事も分業専門の世の中である、軍事に關しては、宜しく軍人が自からその研究蘊蓄を披瀝して、國民の蒙を啓くべき使命を有つて居るのである。勿論軍事は他の事柄と違い、全國民の關心すべきものではあるが、軍事の利害得失を最も熟知する者は、まづ概して軍人であるからである。拙著に對する諸家の批判に顧みて、私は更にこの感を深くするのである。されば論者が、軍縮論の擡頭を憚り、兵士の待遇問題に關して袖手緘口するのは、その使命を空しうする誹りを免れざるものではあるまいか。

◆ 待遇改善案の主張は人心を善化する

人心悪化の憂なし

(ほ)論者は私の兵士待遇案を評して、こは無二の最良案である、何等反對すべき理由はないけれども、もしその主張が達成されないと、人心を悪化する憂があるというが、私はこれに反し、若し國民中の穩健分子が、今日進んで此案の實行を計らないならば、これが他に乘せらるゝ口實となつて、却て人心を悪化し、終に由々しき事態を惹き起す虞がある

と思ふのである。

この任務に當るもの將校の外になし

蓋し軍隊は、將卒相合して成る、一個の有機團體である。故にその首脳なる將校が、その胴體手足なる兵士の爲めに、率先盡力しないならば、誰がこの任務に當るべきか。前に述べた如く、將校以外に此自然の使命を持つ者はあるまい。今近き實例を挙げんか、嘗て軍人の恩給や、年金の増額が行われたときも、又最近破綻銀行の救済に、七億圓の巨資（即ち二十萬の現役兵に、各々三百圓づゝ十年間支給しても、尙餘る程の大金）を投ずることになつたときも、利害關係者の熱心なる運動によつて、それが議會を通過したのではないか。果して然らば、兵士の待遇改善に關し、もし將校が挺身努力しないならば、その結果は如何なるであらうか。

◇ 若し沈黙するなら事態を悪化する

沈黙は事態を悪化する

若し支體の榮養を缺けば、頭腦も共に衰弱するは明白な事理である。兵卒の待遇を今日のまゝに放置するならば、一には國家の干城たる機能を害い、二には兵士や家族の心情を悪化し、三には事態は一層危険を加えて、勞、農、兵の不穩なる聯携を促し、こゝに於て彼

等の羽翼は次第に整い、竟に旗幟堂々待遇の改善を強要するに至れば、最早臍を嚙むとも及ばぬ事態を馴致し、或は大衆を驅つて左傾派に走らしめ、終に近頃一世を騒がした如き不祥事を醸成するかも知れぬのであらう。

◇ 將校の厥起は忽ち事態を善化する

將校の努力は事態を善化する

之に反し、將校が、その部下たる幾十萬兵士の内憂に同情し、躍然馬を陣頭に進め、一面は議會、政府に建議し、一面は同胞國民に訴えて、下部の愛護と、國防充實のために、諄々誠意を披瀝するならば、國民は上下となく、貧富となく、その溫情に感動し、その忠誠に共鳴し、いかでか此純真なる情願を拒むことが出来よう。又兵士も家族も感泣、悅服して、專念奉公の誠意を致すであらう。人生誰れか意氣に感ぜざる者があらうや。「士は己れを知るものゝために死す」という。我が國の誇りとする、かの武士道も畢竟こゝに存するのであらう。

將校の壯圖は干城の結成

將校のかゝる壯學は、軍事上の一大美舉である。かの軍神乃木大將が、兵士の遺族等に注いだ一掬の涙が、長えに軍隊の士氣に好影響を及すべきは、言うまでもない。況んや大

衆兵士の家族に、生活の安定を與えんとする、この大壯圖に由つて劃時代的新生面を打開すべきことは、火を見る如く明である。蓋し將卒が相信愛して、干城鐵壁が成るのである。そうしてその成否は、一に懸つて將校の言動如何にあるのである。

◇ 一大危機の回避はかくして緒に就く

將校のかゝる公明の心事に對し、國民は舉つて歎稱、欽仰すべきは言ふまでもなく、必ずやこれを援助加勢する者も續出するであらう。故に假令その目的が或は一時に達成されずとしても、その赤誠温情は、當然大衆の心を掴み、何人も復た之を奪うことはできまい。大勢が一たび茲に至らば、軍事上一大危機の回避は、已に緒についたと言えよう。先ずれば他を制すという。切に志士の蹶起を望むのである。

◇ 救護に對する論者の期待は過大であらう

(へ)次に論者は、偏に救護を以て、兵士家族の生活安定を計らんとする如くに察せらる。その趣旨は誠に嘉すべきであるが、これその本を治めずして、末を直くせんとするのではあるまいか。惟うに或る場合に於ては、救護は勿論必要であるが、抑も救護といふことは

危機の回避成る

救護の實行難の理由

これが經驗なき人々は、動もすれば、之に共鳴するけれども(第五段の註記に掲げた如く)言うのは容易で、その實行上には種々の障壁がある。即ち資金の缺乏、調査機關の設備難、施行手續の煩雜、實施の遅延、その他適任の取扱人を得難きこと、被救護者が救護を一家の不面目として忌避すること、町村がこれを恥辱として隠蔽する傾向があること、又町村吏員の多忙、或は經費の缺乏など、様々の故障があるので、その實行が極めて容易でないことは、多年の經驗によつて明白である。

◇ 免役除隊の特典も効果が微弱である

(と)又家族の事情に従つて、免役除隊の特典もあるが、その効果の少きことは、最近第三師團管下の悲劇や、昨年輦轂の下に現われた一、二の哀話を以ても明かである。而して此の如き實例は、全國到る處にあることは、過去の經驗に徴して類推せられるのである。蓋し現行法に於て、貧困なる家族の壯丁は、徵集、召集を猶豫せられ、又は免除せらるゝ規定はあるが、その適用は本人の申告によるので、種々の調査を要するため、往々行違を生じ、規定の適用に對する不平も少からぬのである。又一方より觀れば原來貧困の故を

免役除隊の特典効果少し

その理由

根本的
解決の
必要

以て、兵役義務を免除することとすれば、學者、教育者、事業家、官吏などの如き、一面に國家有要の職に在る者も、亦義務を免除すべき道理となるべく、かくては國民國防の主義は全く失われるに至るであらう。去れば貧困者に對する此規定は、兵士家族の生活に對する保障のなきため、一時の便法に過ぎぬものである。随つて此規定のある故を以て、根本的解決策を忽にすべきではあるまい。

論者が時局の紛糾を俱る、憂慮に對しては、私も敬意を表するのであるが、先づ救護そのもの、實行難を解決しないで、漠然救護の擴張を談する如き、又は實行困難な一時的免役便法を以て、家族の生活を保障せんとするのは、私の首肯し得ざる所である。蓋しこれ數十年間の失敗を繰返すに過ぎぬからである。

且又抑も國防軍役のために貧困に陥れる家族に對して、救護の名義を以て、之に臨むが如きは、その事自體が穩當であるまい。宜しく始めよりその家族に、相當の補償手當を給與すること、國家の當然盡すべき義務であるではあるまいか。世間には往々、兵士の家族が困窮のため、薄給なる警察官などの好意によつて、露命を維つ場合に、その善行の表彰せらるゝことがあるが、此の如きは堂々たる帝國の尊嚴を傷け、官憲や國民の無情、怠慢を表白するもので、實に忤怩たらざるを得ないのである。噫。

(兵革七頁—九頁。七三頁、七四頁。武藤山治氏著軍人優遇論九七頁—一九頁その他参照)

(五) 反對說

その五は、兵役に對して報酬(家族補償金の意味)を與うるは、兵役義務の神聖を傷け、兵士を驕に導き、打算主義を長せしむる恐がある。これは「非日本的」である、云々とて正面から反對するのである。(以下著者の解答)此種の説は、偏に用兵の便宜に重きを置き、國防安民を忽にし、西洋式徴兵法を株守する人々の唱うる所であらう。之に對する解答としては、虚心坦懐にて兵役革新論の再讀を煩わすか、又は上來の論旨を精讀せらるれば足るであらうと思うが、更に少しく私見の概要を陳べよう。

(註) 此種の反對意見としては、陸軍中將某氏が日本新聞紙(昭和二、十月十六、七日)に公表したがあるので、便宜上その批評に就て、私の解答を陳述すること、しよ。但し該中將の姓名は考うる所あつて、こゝに掲げぬこととした。

◇ 何を標準として「非日本的」と稱するのか

(い) 私は不敏にしてその意義の諒解に苦しむのである。本書第五段の冒頭に、合理的日本式兵役法と題して掲げた、私の兵役觀の是非は、讀者の批判に委すとして、さて私はこ

う思うのである。

人間は木石と違い、衣食住が常に附随してゐる。さればかの世祿に衣食して、子孫の生活安定まで保證されてゐた、往昔の武士に待望すると同様の事を、今の壯丁や、家族に要求するのは、これ程無理解のことはあるまい。嘗て恢弘會の兵士待遇調査委員會に於て、白井陸軍中將が、「梅田雲濱の志行を、一般の兵士に期待するのは、それは無理である」と言われたが、如何にも適切な警句である。今の兵士に對する將軍の理解は、大體かくありたきものである。

惟うに我國民が、從順に軍役に服するのは、一には我國體觀念の然らしむる所と、一には封建時代の武士氣質の感化に由來するので、此精神こそは、忠愛奉公の源泉である。務めて之を涵養し、永く維持しなければならぬが、今の壯丁の服役義務の外に、尙その家族の被る物質的大負擔までをも、物價騰貴の今日、彼等に荷わしむるのは、時代錯誤の妄想である。故にかゝる偏頗な大負擔から、兵士の家族を解放せよと、私は主張するのである。のみならず之を往時の例に従うとすれば、國家が當然その家族の生活を保證すべきではな

いか。苟くも國民國防主義に異存なき人は、これに首肯するであらうと共に、これは同胞として當然盡すべき義務ではあるまいか。

然るに論者が、かゝる正當なる主張を評して、それは利己主義である、現金主義、打算主義である、「非日本的」であると非難するのは、恰も他人の恩義を受けて、安全に生活しながら、その恩人の窮迫を看過しようといふ虫の好い言草であるから、これはそのまま論者に返納することとしよう。

(ろ) 兵役義務は、報酬を伴わない神聖の義務とは何ぞ。私は兵役義務の解釋を、第五段の冒頭に試みたが、それは姑らく措き、兵役義務は神聖であるとしても、神聖なものは獨り兵役義務ばかりではない、且つ此義務の神聖と家族補償金の有無とは、全く別個の問題である。西洋に勞働は神聖であるという諺があるが、意志と行動が正當でなければ、その勞働は神聖とは言えない。兵役も亦然りである。壯丁が若し徵兵忌避とか、その他不純の心志を抱きつゝ、服役せんか、それは決して神聖とは云われまい。抑も私の主張は、幾多の兵士が抱く不純の意志を根絶せしめんためである。然るに論者は、此抜本的主張を非難して、却て徵兵忌避の如き惡徳に培わんとするのであるか嘘。

或は、俸給、報酬の有無を以て、神聖と不神聖とを區別するの。然らば兵士は少額ながら現在給

料を受けて居るから、その職務は不神聖と言われねばならぬか。又將校の如きは、君國の爲めに一身を犠牲とする崇高の職にあるが、相當の報酬を更けて居るから論者の言の如くばこれ不神聖であるという事に歸着するではなからうか。

(は) 戦時の手當をどうするか。

論者は私の言う如く、現役兵家族の平時補償金を三百圓とするときは、戦時には生命の危険があるから、之を倍加するのが當然であると、打算的に獨斷して居るが、(私がいう兵士の報酬とは、實は家族の補償手當の意味であるが、家族手當と稱しては、家族を貧民扱にする嫌があるので、報酬としたのである) 戦時とても特に増加を要せぬと思ふのである。而して戦時は一時のことで、期間が短かいから、それは別扱とし、先づ平時に於ける現役兵の家族の補償金(即ち家族手當)を、國民の共同分擔法によつて支給することとし、戦時に於ける豫後備兵等の家族補償(即ち家族手當)は、現役兵のそれを標準として、別途の資源(例せば軍事公債)から之を支給し、二者共にその金額は、平時戦時を通じて同額と見積つた(恢弘會の兵士待遇調査委員會に於て決定した、建議趣旨書案に明記してある)のである。

因に記す、論者は何の必要あつてか、四百萬の兵士を動員するという、架空な大戦役を假想して私の主張の實行不可能を誇大に吹聴したかと思ふと、怒罵筆端を齧えして、兵士の手當、兵士家族の物質的損失、遺家族、戦死傷病者などに對する給與、救護は、斷じて十分にせねばならぬと、大聲疾

呼して、意外にも私の主張に全然裏書をされたが、これは餘りに前後矛盾であるので、事々しくこゝに記さぬことにした。

(に) 國民をして利害の打算に長せしむるといふ非難がある。私は思う、凡そ人間は打算の本能を具備せぬものがない、三歳の兒童も亦そうである。これは善惡邪正に共通の心理である。此場合の如きは軍人に後顧の憂なからしむるため、その家族の生活安定を計る必要があるという、義務的打算心の作用であるから、かゝる打算心は益々發揮せしむるがよいではないか。

「平時に於て六千萬圓の報酬を必要とする思想を増長せしむる恐あり云々」「給與金は國民を奢侈に導くの感あり云々」論者は此金の性質を何と解するにや、抑も此六千萬圓を、私は便宜上報酬と名づけたが、實は兵士の服役以外に、その家族等の被つた物質的損失、即ち論者も、補償の必要を叫んで居る、その損失の大部分(全部ではない)に對する、補償返還金である、國家の賜金と稱すべきものではない、且つ一ヶ月僅に二十五圓という内端の金額である。國民を奢侈に導くという計算が何處から出るのか。

論者は「戦時に於ける兵士の報酬が多であつては、容易に出兵が出來ぬので、國民の意氣が銷沈して、軟弱外交が之に伴う」として反對するが、私の所見をすれば、兵士の家族に相當の補償手當を與えぬならば、後顧の患があるから、國民の意氣が銷沈し、輿論政治の今日に於ては、宜しく出兵

すべき場合にも、國民が厭起せぬこととなり、隨つて國威國光を汚すことになるかも知れぬと思ふのである。

「軍隊教育から受くる利益をも考えねばならぬ」という。だが凡そ兵士に軍隊教育を施すのは、軍務遂行の必要から出るので、別に不思議はない。然るに一身を君國の犠牲にも供せんとする忠良の兵士に對し、打算的にこれを恩恵がましく喋々する心事は、私には何分了解が出来ぬ。

兵役志願者があるとして、兵役の難有味を誇示するように思われるが、論者は入營兵士のみを觀察して立論せる如きも、その背後にある家族の感情に着眼せぬようである。山間僻地の若者が、都會見物の好奇心や、或は早く軍役を了らんとの自己の都合なども、少なくないということを見逃してはなるまい。又一面には陰に陽に徴兵忌避者の多數あることを考えねばなるまい。

又「我々は子々孫々無窮である、従つて未來數百年の間には、徴兵義務は自然に平衡を得るであろう」などと云ふに至つては、餘りに暢氣な沙汰である。成る程嘗て生活に困らぬ人に取つてはそんな太平樂も云えようが、實際多數無産者の生活難は最早門前にヒシ／＼と迫つて來て、一家族心中などという悲惨極まる新聞が頻々と見えるではないか。赤化の魔手が已に兵營内にのばされて居る。勞農の不穩なる提携が我々の眼前に展開され始めたのである。油斷大敵、赤化用心が肝要ではないか。この外にまだ述べたいこともあるが、まづこれで擧筆することとしよう。

(六) 賛否意見の綜合概観

以上に類別して掲載したる、種々の意見を綜合概観すると、いづれも

(甲) 現在の兵士待遇に満足しないで、何にとか之れを改善すべき必要を感じて居ることは明白である。

(乙) 然るにその改善方法に二種の別がある。

(い) 私の主張及これを賛成する人々の如く、壯丁の現役入營に伴う、兵士家族の物質的損失は、全國民の共同分擔を以て之を補償して、その家族の生活安定を圖り、併せて優秀なる強健家族の擁護その他の利益を計るを可とするもの。

但豫後備兵等召集の場合には、現役兵の家族に對する補償手當に準じ、他の資源より家族に對する補償手當を支給し、又傷病兵戦病死兵に關する手當はそれ々々關係法規を改正して、適當に給與することとするもの。

(ろ) 従來の如き方法を以て、一面貧困なる遺家族の救護を擴大し、一面には兵士の給料を増加するを可とするもの。此說に亦二種の別がある。その一は、私の説を最良案と思うが、今之を主張すると、色々の面倒が起るから、今姑らくは救護の程度に止め置くべしというもの。その二は私の主張を非とし、飽くまで救護のみを以てすべしとするもの。

(丙) そこで救護を以て改善の實績を擧ぐるのは、極めて困難であることは、前述の如く數十年來の實驗によつて明白であるから、私は國民の兵役義務共同分擔法に由るの外はないと信するのである。

(丁) 而して此共同分擔法によるときは、此一舉に由つて、兵役のために醜態せらるゝ種々の弊害を粗一掃すると共に、軍事上にも社會上にも、幾多の利益を收め得ることは已に私の縷陳した如くである。

第八段 補償分擔金徴收の方法

◇ 課税式を避ける一考案

(5) 鄙見に對する賛否の批評、意見並に之に對する解答は、大體以上に掲げた如くであるが、その中第二の課税名義を嫌忌する所見に就て、私の見る所は政策上課税の名義を厭うのは、情實上或は止むを得ないかも知れぬが、一方から觀れば、二十萬の兵士の少數家

洗役共済 保険案

その利益 の數々

族の負擔を、一千五百二十三萬の總家族が新に分擔することとなるのであるから、要するに新負擔者の能力は、之を舊負擔者の能力に比ぶれば、七十五倍となる譯である。故に假令い課税によつて徴收したからとて、その名義は公明で處置は公平である。又徴收上の困難などに就ては、第六段三三頁に述べた如くであるから、敢て顧慮するにも及ぶまいと思ふが、財政政策上課税の名義を避けるも、可ならんと思ひ、茲に今「兵役共済保險」の一案を作成したのである。惟うにかくすれば、(イ)之を以て軍事費の増加と見做されることもなく、(ロ)家族手當と稱して兵士の家族を貧民扱とすることなく、(ハ)相互扶助の精神を涵養し、(ニ)又國民に兵役義務の觀念を明確ならしめ、(ホ)保険料として國民の感じを好くすると共に、(ヘ)富者は随意に保険金の受領を辭退するを得るなどの利便もあらうから、課税名義とするよりも得策であらう。

(註) 國際聯盟會議の趨勢を察すると、軍縮會議は將來軍事費の縮小によらんとする傾向であるといふ。

此考案の要綱は、これを次に掲げ、併せて其重要項目には、一々説明を加えて、未だ兵役革新論を讀まざる人々のために便することゝした。就中その第一項は、私の主張の眼目

であるので、中には前の論述と重複するものもあるが、特に長々しき説明を附加したのである。

◇ 火災消防共済保険團の譬喩

(ろ) さて此考案の趣旨に就き、讀者の誤解を避けんがため、茲に一の譬喩を設けて、豫めこの考案の概念を明かにしておこうと思ふのである。

戦役を一國の火災とする譬喩

それは、戦役を、國の火災と見做し、政府が中心となつて、全國の總家族一千五百二十三萬戸が互に申合せて、火災消防共済保険團(グループ、インシュアランス)を組織するものと假定し、消防の義務は總家族の分擔とし、當番消防夫(現役兵士)は、毎年検査を行つて、壯丁約二十萬人を採用服務せしめ、之れがため當番消防夫の家族が被る損失費用(一年三百圓)は總家族の義務分擔とし、總家族は各自所得の大小に準じて、その割前を據出し、當番消防夫の家族(現役兵の家族)も該費用の割前を負擔據出することとし、政府(内務省の所管)は強制的に之を總家族から徴收し、特別會計として管掌し之を當番消防夫家族の損失費用の補償として、該家族等に手當金を仕拂うのである。その趣は、恰も火災保険の如く、一年毎にその計算を決済することとし、又消防夫の検査に不合格なる壯丁の家族並に身體検査に合格しても、人員の超過で消防夫の役に就かぬ壯丁の家族、或は適齡の壯丁なき家族等は、現實の服役を免除せられ、單に費用の割前のみを分擔據出することとするのである。而して尙消

特別會計

防夫の訓練や、火災(戦争)の消防に關する諸般の費用は、別途に支出するものと假定したのである。

右が此考案の大體の建前である。そこで此の如き消防保險團の利益如何というに、例えは當番消防夫を出した家族の費用損夫が、一年約三百圓掛ると假定すれば、此保險によつてそれが補償せらるるのであるが、但し四圓という自家の掛金は、一方に仕拂うのである。故に讀者は此の如き意味として、此考案の要綱を解釋されんことを請う。

◇ 保險法の利用範圍の擴大

(は) 保險とか共済とかいう方法は、近代文明の經濟策である。この方策によつて、個人として我々が被る利益、恩澤は非常に多大である。生命、徴兵、火災、傷害、海上、運送、信用、機關、自動車、窓硝子、盜難の外更に又山林、牧畜、などの保險の目論見もある。英國でも新に輸出信用保險が生れた。獨逸の將校強制保險も、更に下士卒に及ぼさんとして居る。保險方法の利用は、かくの如く一年と各方面に發展し、その會社數、資本金、契約高の増加は非常なものである。

然るにこれ等は、主として個人又は一部團體の利益を計るものであるが、私は之を全國民に適用して、服役者の物質的負擔が少數家族の大負擔とならぬように、國民の共同分擔に因りて之を軽減せしむるのが、得策と思ひ、茲に此方法を薦むるのである。

第九段 兵役共済保険法案の要綱

分擔補償の理由

一、兵役共済保険法案は、壯丁が國防の義務として、現役に服したるために、その家族の被る物質上の損失は、全國の總家族が、相互にこれを分擔共済する義務あるものとして、これを制定する事。本法案に於て家族と稱するは世帯を云うのである。

(說明) (一)帝國憲法第二十條の精神を觀るに、國防義務は、全國總家族の共同負擔すべきものである。然るに平時に於て實際之を負擔して居るのは、全國總家族の約七十五分の一に過ぎない。故に兵役のために此少數家族の被る物質上の損失は、法理上之を總家族に分擔共済せしむべきは當然の一理由である。(二)國民は、國防の恩澤を受けて居らぬものはない。故に兵士家族の損失艱苦を、他の大多數の家族が、傍觀すべきではあるまい。これ道理上總家族に分擔せしむべき一理由である。

(三)兵士の遺家族の中、兵役のために、資産を減損し、生活に困窮し、甚しきは悲慘の狀態に陥り(兵役革新論五九頁—六三頁參照、以下兵革として頁數を記するは之に倣う)爲めに優

秀強健なる家族が、漸減少し、隨つて軍事上にも、種々の弊害を醸生するのである。故に共存共榮主義に鑑み、同胞國民の相互に扶助共済すべき義務がある(兵革三五頁)これ情誼上總家族に分擔せしむべき一理由である。

(四)されば兵役のために兵士家族の被る大負擔を國民に均等せしめて、これを兵士の家族に還元するのは、年々疲弊しゆく農村救済のために、多大の効果がある(兵革五十頁)。これ社會政策から觀て、兵役費の負擔分配の適切なる一理由である。(五)次に徵兵令の制定された明治初年の頃と、今日とを比較すると、その世相、國狀の變化、物價、賃銀の相違等、隔世の感がある。然るに唯り兵士の待遇のみが大差のないのは、その員數が夥多であるので、待遇改善の資源が乏しき爲めであらう。これ時勢並に便宜上から觀て、總家族にその費用損失を分擔せしむべきの理由である。(六)右の外兵役義務の國民共同分擔の理由の重なるものは、本書第五段にもこれを數項に分ちて詳説してある。

(七)現役以外の兵士召集の場合に、その家族手當を、現役兵に準ぜしむるを適當とするも、それ等は一時又は臨時の事に屬するので、他の財源に由るべきものとして之を除外す。(八)又下士の待遇にも、此方法を應用するのが便宜であると思ふも、今は煩雜を避くるため之を除外することとした。

二、兵役共済保険法は、強制保險制度とし、政府に於て之を管掌するものとする事。

(説明) 全国の總家族を一團として、兵役共済保険を実施するには、政府(即ち内務省)がその事務を管掌して保険料金を強制的に徴収し、之を特別會計として取扱わなければ、その實効を得られざるべしと信ず。

三、現行兵役法の施行地域に住居する家族は、總て之に加 入するの義務を負うものとする事。

(説明) 獨逸の軍人共済保険は將校を主とし、往時は義務保険であつたが、馬克相場の變動より今日は隨意保険となつて居るのを、今また復舊して義務保険に改め、下士卒にも及ぼさんとする計畫があるよしであるが、要するに其趣旨は個人救済を本旨とする如くである。本法案の趣旨はそれとは違ひ、その範圍を義務服役の兵士に限り、兵役より起る物質上の負擔を、國民全體に於て、相互に扶助共済するのを目的とするのである。

四、現役兵の家族は、本法に據り保險金(家族補償手當)を 受領する權利を有するものとする事。

(説明) 現役兵の家族は、一面保險金受領の權利あるも、一面には自己の負擔すべき保險料金仕拂の義務あるものとし、その壯丁が兵役を終りたる後も、年々此義務を繼續遂行するのである。しかしながら要するに、本法の制定により、從來の一年拂三百圓の大負擔を、七十五分の

一の年賦拂、平均四圓の小負擔とするのである。その趣きは小額の保險料を仕拂つて、火災損害の補償を受けるのと同様である。(兵革、七五頁―七八頁)。

五、現役兵士家族の受領すべき保險金額は、兵種、等級に 拘わらず、服役一年金三百圓を標準とし、服役日數に従 つて加除する事。

但本法創設の便宜上數年間の繼續事業とし、初年は保險金額を二分一又は三分二とし、漸次増額するも可ならん

(説明) 保險金額を約三百圓と假定したのは、壯丁が家にあつて勞働する賃銀を、一日金壹圓五十錢と見積り、一年分計金五百四十七圓五十錢の内金貳百四十七圓五十錢を衣食費と見積り之を扣除したる殘金三百圓を服役のために家族の被る物質上の損失と認めたるのである。季細は兵役革新論(七五頁―七八頁)に述べてある。

六、保險金額の標準は五年毎に之を改定する事。

(説明) 五年毎に標準額を改定するのは、時々の物價に従つてこれを増減するためである。

七、保險金額は平時戰時を通じて同額とする事。

(説明) 戰時には、保險金額の増加を當然とする説もあるが、戰時には別に戰時手當あり、又

戦病死傷者に對しては、それ／＼別途の手當があるので、特に増加の必要なしと認む。又國民の總動員を要する如き大戦役に際しては、將卒共に平時よりも、その俸給報酬を減額、若くは全廢せらるゝこともあらん、或は全國民の食糧をも制限せらるることもあるであらうから、兵士家族の給與は平時戦時共、同額とするのが適當であらう。

八、現役兵の總數に一年分の標準保險金額を乗じ、その積數を總家族數にて除したる金額を、保險料金の平均額とする事。

(説明) 保險料金の平均額は、計算上の便宜と、一家族當りの目標の爲め、これを一定するの要ありと思ふ。現役兵數を約二十萬と見做せば、その平均額は、金四圓である。

九、各家族の前年の所得額を標準として、總家族を適宜十數等級に區別し、各等級の保險料金は、最高級所得家族のものを、前條平均額の幾倍、最低所得家族のをその幾分とし、累進率を以てその額を定むる事。

(説明) 兵役義務の負擔は平等を原則とするも、實際服役する者は、富家の壯丁よりも貧家の

壯丁に多く、之に反して國防の保護は富家に重き譯であるから、保險料金は累進率を以て定むるのが公平である。人或は貧家の保險料金を免除點を設くべしと説くものがあれども、貧家と雖も國防の恩澤を受くる故、國民として應分の犠牲を拂うは、各自の人格を向上せしむるのみならず、責任觀念を自覺せしむるの利益があると思ふのである。右の如く家族の等級に従つて、その保險料の金額を定むることは、財政家の特別技能に期待するものとす。

十、各家族の等級は、毎年何月特別の調査委員會に於て調査決定し、之を各家族に告知する事。

(説明) 第三種所得稅納者の所得額は、便宜上各稅務署の調査に準據し、免稅點以下の所得者のみを、各市區町村に於て調査するのが便宜であると思惟すれども、或は都合上免稅點以下は所得金額に據らず、他に便宜なる一定の標準を設けて、その家族の等位を數等に區別するも可ならんと思ふが、これ亦財政上の技術に委するものとす。

十一、保險料金は毎年何月、その家族現住居地の市區町村役所に納入するものとする事。

十二、各現役兵家族の受領すべき保險金額は、毎年何月當該兵士の所屬部隊、又は所屬艦隊等に於て、前年分を決

- 定し、市區町村役所を経由して、各家族に告知する事。
- 十三、保険金は毎年何月、前年分をその現住居地の市區町村役所に於て、兵士の家族に仕拂うこととする事。但服役兵士家族の生活困難の場合には、別に定むる保険金分割仕拂方法に據るものとするも、かゝる場合には、成るべく軍事救護法を適用する方適當ならんと思惟す。
- 十四、自己の自由意志より保険金の受領を辭退するものあるときは、これを本人の住居する市區町村への寄附金として受領表彰し、これを兵士在營中の教化費其他に轉用充當するものとし、その取扱方法は別に之を定むる事。
- 十五、本法は國を保險者とし、市區町村を保險契約者、被保險者とする制度となすも可ならん。

(説明) 此方法に據るときは、保険料金の分擔方法に便宜あると共に、隣保の制裁上滯納防止

の効果があるであろう。

第十段 結 論

下級軍人の待遇、殊に下士卒の待遇は、一日も早くこれを改善せねばならぬといふことは、今は天下の輿論である、何人もこれに異議を挟むものはあるまい。然るにそれが今以て實現されないのは、主としてその財源の缺乏によるのであらうが、他にも種々の障礙があるためであらう。これ私が自ら揣らす鄙見を陳べて世論に訴える所以であるか、上來私論が論じた、それ等障礙の主要なるものは、これを概括すると左の通りである。

(一) 明治の初年に我國に於て採用した、西洋式徵兵法には、我國の傳統的武人優遇の習慣と相容れぬ、二三の缺陷があるのみならず、東西の生活状態が異なつて居るので、これ等から生ずる弊害が、歐洲に於けるよりも一層甚しいため、到底我が一視同仁の皇道に

副はぬ所があり、殊に時勢の推移により、今日では殆んどその弊害に堪えられぬものとなつたが、世人は多くそれ等の弊害が、西洋式兵役法の缺陷に由来することを知覺して居らぬこと、これが障碍の一つである。(本書第二段六頁—第四段二二頁参照)

(二) 封建の昔と今とは、武人の待遇が根本的に違ふ。昔の武士は世襲の食録を領けて特殊階級となつて居た。今の將校は、或る意味に於て、一代武士とも言えよう。しかし今の兵士は、在營の間も特に待遇と稱すべきものもなく、剩さえその家族の如きは、年々多大の負擔を持ち出して居るのである。然るにその邊の事情を顧みないで、今の兵士とその家族に對し、封建の武士が要求せられたと同様の責務を要求して、これを怪しまない時代錯誤の思想、しかも一般國民でなく、その一小部分に對して、平然之を要求し來つた無理解の甚しき思想が、今猶存在して居ること、これが障碍の一つである。(本書第七段五七頁—六二頁参照)

(三) 中産以下の階級に屬する兵士の家族が、その子弟の服役のために被る物質的負擔が如何に重大であるか、その苦痛が如何に深刻であるかを、上流支配階級の者と生活の餘

裕ある者は概して知覺して居らぬこと、或は多少これを知覺するも、救護の能力に限りあることを察知しないで、動もすれば救護に過大の信用を置くこと、これが障碍の一つである。(本書第四段一四頁—一九頁。第六段三七頁。同第七段五四頁参照)

(四) 世界大戰後以來、殊に人心が激變して、世相に一大變化を來し、一面勞働爭議が熾烈となり、一面過激思想が彌蔓するに連れ、朝野の識者が漸く此等の事情に目覺めて、今や大に下士卒の待遇改善に焦慮するに至つたが、その財源に苦しむこと、これが障碍中の最大なるものである。(本書第四段二〇頁)

右の如く下士卒の待遇改善の必要に就ては、朝野共に異論なきに拘わらず、これ等の障碍が、直接或は間接に妨げとなつて、それが未だ實現するに至らないが、熟内外の事情に鑑みるに、速にこれを斷行しないならば、勢い勞、農、兵の不穩な連携を促し、一轉して赤化の誘因となり、終に由々しき事態を馴致して、國家の治安を亂し、延いては累を國體に及すべき虞れがあることは、上來縷々と開陳した通りである。近ごろ偶聞く處によると、軍隊を咀う赤化小説が世間に行わるゝというが、これは果して何を意味するか。

而してかゝる怖るべき危害は、如何にせば之を未然に一掃することが出来るか。鄙見を以てすれば、抑も兵役義務が昔の武士階級から、我々全國民の肩の上に移つた今日に於てはこの兵役義務を、文字通りに國民全體に於て、共同分擔することを覺悟し、以てこれに要する負擔の財源をこゝに求むるのが當然であり、又此外には適當の方法があるまいかと私は思うのである。同胞國民諸君よ私は決して自己の主張にのみ執着するのではない、此以外にもし軍事上の危害を根本的に排除して、國體の擁護に、國家の治安に資すべき確實なる良法があるならば、欣然それに傾聴し、それに共鳴して、共に俱にその實現を計らんことを切望するのである。只恐るゝ所は、前述の如き區々たる障礙に捕われ、徒に言議を事とし、遲疑逡巡して國家百年の大計を誤らんことなのである。

私は本書の冒頭に於て、「太陽に伴しき聖徳の光被を、もし阻止するものあらば、その制度たると、因襲たるとを問はず、如何なるものでも、斷乎として之を排除せねばなるまい、假令これが爲めに、幾許の負擔を増加するとも、之を國體の汚隆、正義の消長に顧みれば、毫も問題とするに足らぬのである」と言明したが、しかも、私の主張が實行せ

國民の負擔増加ではない

られたとて、國民の負擔が増加するのではない、單に是れまで少數兵士家族のみの負擔であつたものを、全國總家族の負擔に轉換するに過ぎない、之を一國の上から觀れば、負擔金額は同一であるのである。我が國前途の隆替は、兵役法の施設如何に關することが、最も重大であると信じ、私は茲に同胞國民諸君の猛省を切望するのである。

大尾

317
1095

昭和三年九月一日印
昭和三年九月三日發

刷行

不許
複製

兵役の合理化奥附

東京市荏原郡駒澤町
新町七十七番地

著者兼
發行者 松島剛

東京市芝區愛宕町三ノ二
發行所 大和商店

東京市牛込區新小川町一ノ二
印刷所 一葉社印刷所

東京市牛込區新小川町一ノ二
印刷者 野見山熊彦

